

整理番号

6

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	25年6月2日	支出額	106,128 ※ 政務活動費を充当した金額を記載	円
-------	---------	-----	------------------------------	---

使 途	6月分事務所家賃代
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

ご利用明細	
お取引内容 振込	お取引日付 2023-06-02
ご利用金融機関 みずほ銀行	お取引時刻 23. 24
カード番号 [masked]	お取引金額 *****
お取扱枚数 万 五千 二十 千	照合番号 17376243770520230602
ご案内	
お取扱後残高	¥ [masked] 58582
お振込先銀行名	みずほ銀行
お振込先支店名	立川支店
科目・口座番号	普通 2236980
お受取人名	フソウカンサービス(カ)様
ご依頼人名	センツイ キヨウコ 様
ご依頼人電話番号	[masked]
お振込金額	¥117,700* 手数料 ¥220*
上記手数料のほかに深夜早朝取扱手数料220円をいただいております。 みずほダイレクト【インターネットバンキング】なら振込手数料がATMよりお 得です。詳細はみずほ銀行ウェブサイトまで。 発信番号 8160208900002E6	

③6月分事務所家賃として

$$117,920 \times 0.9 = 106,128$$

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう
 な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

主 人 (以下「甲」という。)と
賃借人 (以下「乙」という。)は
東京都豊島区豊岡3丁目10番1号
第一柏谷ビル 1階
(以下「本物件」という。)の賃貸借(以下「本契約」という。)に
関し、次のとおり契約を締結します。

名 称	第一柏谷ビル	1階
所在地	埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号 (住居表示)	(登記簿)
種 類	事務所	家屋番号 805番1の2 階 数 3階建1階部分 専有面積 2,824.80㎡
構造	鉄骨造陸屋根	
物件の所有者	氏 名 住 所	
借 主	氏 名 住 所	せんつい 京子後援会
使用目的	事務所	業種 選挙事務所
担保の方法	連帯保証人 氏 名 住 所 借主 住 所	家賃債務保証業者の提供 主たる事務所の所在地 家賃債務保証業者登録番号
債務の担保 (2)	月 額	合 計
家賃	117,700 円 (うち消費税 10,700円)	数 金 321,000 円 (無利息の約定)
		札 金 117,700 円 (うち消費税 10,700円)
		仲介手数料 117,700 円 (うち消費税 10,700円)
合 計	117,700 円	合 計 556,400 円
保証金の償却	建物明渡時に 0% (償却額) (うち消費税 0円)	契約更新時に 0% (総額) (うち消費税 0円)
契約の種類	事業用建物賃貸借契約	更新可 契約当初預り敷金又は保証金 321,000 円
契約期間	2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間	
更新料	新賃料の1ヶ月分	敷金・保証金の返還時期 本物件の明渡後60日以内
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。	
賃料の支払方法並びに支払期限	銀行名: 〇〇銀行 口座種別: 〇〇口座 口座名義: 〇〇〇〇 支払期日: 翌月分を毎月 〇日までに前払 (翌月分前払)	支払金額合計 117,700 円
貸与する鍵・電・集合ガスの鍵・パー	合 計	本 本 本 本 本 本 本 本 本 本

賃借人 (以下「甲」という。)と賃借人 京津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約(以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各書通を保有する。

記
所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一柏谷ビル 1階

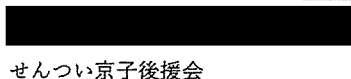
第1条 (賃料の減額)
甲及び乙は、2023年7月(2023年6月末支払い賃料)より乙が支払う賃料について、月額99,000円(税込)に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)
甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条 (協議)
甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上
2023年 5月 1日

賃借人(甲) 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇
賃借人(乙) 住所 東京都昭島市昭和一丁目13番10号
氏名 扶桑管理サービス株式会社
京津井 京子

物件名		第一粕谷ビル 1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地 社 名	
	賃貸人代理	所在地	東京都昭島市昭和町 1-13-10
		社 名	扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地 社 名	 せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地 社 名	 泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地 氏 名	

地 位 承 継 覚 書

賃貸人（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、
この賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 5 月 1 日

（甲）

住 所
氏 名



（賃借人代理）

所 在 地 東京都昭島市昭和町 1-13-10
社 名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住 所
氏 名



せんつい京子後援会



（丙）

住 所
氏 名



泉津井 京子



（丁）

住 所
氏 名



整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年6月5日	支出額	200,000円 × 0.8 160,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃 5月・6月分		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷支部		

領収証

細川 正伸

様

No. _____

★ 7210000-

但 5月・6月の家賃10万と水道代5000円・2ヶ月分

2023年6月5日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

コクヨ ウケ-1097

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人 以下甲という)と賃借人細川威(以下乙という)は以下のとうり建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢 2-4-2
名称 岡田医院
専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までとし、期間満了の 2 ケ月前までに更新しないことの意思表示がない場合は自動的に 2 年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10 万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1 ケ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のまま引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、修繕のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第 3 者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれか的一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上のとうり契約が成立したことを証するため本書 2 通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その 1 通を保持する。

令和 5 年 5 月 23 日

賃借人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

糸田 威

整理番号

7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	25年6月6日	支出額	21,201 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	6月分 7月分 駐車料、駐車場仲介手数料代		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

ご利用明細

お取引内容	振込	お取引日付	2023-06-06	お取引時刻	16.51
ご利用金融機関	三井住友銀行				
カード番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX				
お取引金額	*****				
お取扱枚数	万 五千 二千 千	問合わせ番号	210795 202131 20230606 98585		
ご案内	お取扱後残高 ¥ []*				
お振込先銀行名	りそな銀行				
お振込先支店名	立川支店				
科目・口座番号	当座 0415057				
お受取人名	フソカンリサービス(カ)				
ご依頼人名	センツイ キヨウコ				
ご依頼人電話番号	[]				
お振込金額	¥23,172*				
	手数料 ¥385*				

この明細票にはお取引内容が記載されておりますので必ずお持帰り頂きますようお願い申し上げます。

③ 6月分 7月分 駐車料、駐車場仲介手数料として

$$23,557 \times 0.9 = 21,201 \text{ 円}$$

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

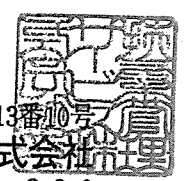
整理番号	7 - /
------	-------

請求書 2023 年 6 月 1 日

No. _____

泉津井 京子 様

〒196-0015
東京都昭島市昭和町1丁目13番10号
扶桑管理サービス株式会社
電話 0570-003-230



下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 _____

税込合計金額	¥ 23,172 -	消費税額等
--------	------------	-------

月 日	品 名	数 量	単 価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘 要
	1 豊岡第1スワイパーク駐車場	■ 番				
	2 駐車場仲介手数料			8800		
	3 6月分日割りり駐車料	(19日分)		5572		
	4 7月分駐車料			8800		
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	下記口座へお振込お願い致します					
	11 のぞな 銀行 立川支店					
	当座預金 0415057					
	12 口座名義 扶桑管理サービス株式会社					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
合計(税抜・税込)				23172		
				税率 %		消費税額等
				税率 %		消費税額等

駐車場（日野車保管場所）契約書

所在地	埼玉県入間市豊岡3-806-1			建物に付随していない駐車場所は地番で表記している場合があります。
名称	豊岡第1スカーパーク駐車場			駐車位置 No. XXXXXXXXXX
契約期間	2023年 6月12日	～	2025年 6月11日	まで 2年間
車種	軽自動車	ナンバー・車体色	数 金 0 円 (無利息の約定)	
月 額	駐車料 8,800 円	契約時一時金 札 金 0 円	本契約締結後は返還されません。	
更新料	0ヶ月分	更新事務手数料	新賃料の1ヶ月分	駐車場の介手数料 8,800 円 (消費税10%を含む)
契約当初預り金	0 円	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月をもって発生する。	
賃料の支払方法並びに支払期限	引き落	銀行名: XXXXXXXXXX 口座種別: XXXXXXXXXX 口座番号: XXXXXXXXXX	支店名: XXXXXXXXXX 口座番号: XXXXXXXXXX	引落金額合計 9,114 円

- 第1条 貸主（甲）と借主（乙）は、下記事項を双方承諾の上本契約を締結する。
- 1 賃貸借契約期間及び支払方法は、前掲記載の通りとし、支払期日までに賃料を支払うことにより、本契約を継続する意思があるものとする。尚、賃料や更新料等の支払に関する振込手数料及び支払期日が金融機関休業日の場合はその前日に支払うこと。
- 2 支払の預金は金融機関の振込票等をもって証とし、甲及び乙の仲介人は領収証・請求書を実行しない。
- 3 賃料等が滞延した場合（口座振替が行えなかった場合も含む）、乙は仲介人に前掲記載の滞延事務手数料を、甲へ年14.6%（1年を365日とする）の割合による滞延損害金を支払うこと。
- 4 乙は賃料等の支払いを、期間満了日または解約日より前月1ヶ月分の賃料を支払うこと。
- 第2条 甲は契約期間中であっても公租公課、諸物価、社会情勢の変動あるいは契約車種の変更等により、1ヶ月の予告期間をもって賃料の増額を請求することが出来る。
- 第3条 1 前掲の契約期間が満了となった場合は、甲乙協議の上本契約を更新することが出来る。
- 2 乙は契約更新の際には契約更新の告知を行い、前掲の更新料（または更新事務手数料）を、甲（または仲介人）へ支払うこと。手続きは期間満了日の1ヶ月前までにすること。なお、合意更新・法定更新にかかわらず、乙は所定の更新料及び更新事務手数料を支払うものとする。万一、期間満了日までに更新手続き完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車両を撤去の上即日明渡すること。4 仲介人の口座振替システムを利用の場合、更新月に賃料と更新料を引落すことに予め乙は了承のこと。万一、引落が出来ない場合は仲介人の指定期日までに振込にて支払うこと。
- 第4条 5 乙は期間満了にて解約をする場合も1ヶ月前までに解約通知を甲（または仲介人）に提出すること。敷金は前掲の金額とする。甲は契約時に乙より受領した敷金について、本契約が終了し乙が甲に本物件を完全に明渡した場合に限り、明渡し後1ヶ月以内に、債務を定めた敷金を返還し乙に返金する（返金の際の振込手数料は乙負担）。また、乙は、甲の書面による承諾無くして、敷金返還請求権を第三者に譲渡することは出来ない。なお、この敷金をもって延滞賃料等の債務と相殺することはできない。
- 第5条 1 駐車場の乙の管理の管理及び第三者の無断駐車排除・事故・盗難・物損・除雪・落雪等は乙の責任において最寄の警察署等に連絡を行い対応することとし、甲及び仲介人は乙に対し何らの責任を負わない。
- 2 駐車場の位置は甲が任意に指定・変更できる。
- 第6条 乙は駐車場の敷地内に敷設に損害を与えた場合、直ちに甲又は仲介人に連絡を行い、甲に対し速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 第7条 乙は下記の行為を行ってはならない（禁止事項）。
- ① 本駐車場の出入口で他車出入の妨げ、駐車場の利用を、近隣に迷惑をかける行為をすること。
- ② 頭等車に記録の無い車を駐車すること。改造車・事故車・故障車を駐車すること。
- ③ 消防法により危険物に指定されている物品を駐車場に持ち込むこと。
- ④ 第三者に貸借権の譲渡・転貸・名義貸しを行うこと。また、動産や固定物を置くこと。
- ⑤ 政治団体等・宣伝カー・トラック及び駐車位置以上の大きさの車を駐車すること。
- 第8条 1 甲または乙が本契約を解約する場合は書面にて、1ヶ月前までに相手方に対し通知し、通知後1ヶ月（1ヶ月以上の場合はその指定した日）をもって乙は本駐車場の明渡しを要するものとする。また、乙は1ヶ月分の賃料を支払うことにより即時解約することができる。

- 第9条 2 乙が本契約を解除する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出すること。
- 乙において、1 月以上の事由が生じたとき、甲は通知・報告をせず直ちに本契約を解除できる。
- 1 甲は乙が賃料の支払を1ヶ月分なりとも怠った場合、乙が本契約に定める条項の一つでも違反した場合、乙が申込書及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として前掲の敷金及び日割賃料は返金しない。
- 2 乙が賃料の支払を2回連続して遅延した場合（口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合）、賃料の支払能力が無いものとみなし、本契約を解除できる。
- 3 未払い賃料を督促したにもかかわらず指定期日までに未払い賃料全額を支払わなかった場合。
- 4 乙が解散し、または破産・民事再生・会社更生法・会社更生法の申し立てがあったとき。
- 5 乙が債権開始、保証開始の審判を受け、または刑事事件に関する等社会的信用が失墜したとき。
- 6 乙が暴力団もしくは極端・極右等の反社会的暴力集団（以下「暴力団」という）の構成員、又はこれらの支配下にある者（関係者）と判明したとき。
- 第10条 1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場の自動車等の一切の動産を撤去し明渡すること。
- 2 乙は甲からの明渡しに際し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。
- 第11条 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場を甲に明渡さない場合、乙は明渡し完了までの賃料の倍額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲は乙の費用で本物件上の乙の自動車等の動産を撤去・処分できる。乙はこのような場合、本駐車場にある乙の自動車等の一切の動産について所有権を予め放棄するものとし、甲がこれらを処分することに一切異議申し立てしない。
- 乙は下記記載の車両以外本駐車場を使用してはならない。万が一異議を申し立てた場合、乙は甲の承諾並びに実行手数料に事前書面にて変更車種の情報等の申請をし承諾を得なければならぬ。また、自動車検査証の写しを提出すること。なお乙の住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。
- 第12条 本契約書では車庫証明の発行は行いません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに実行手数料として3,000円を支払うこと（銀行手数料は仲介人で行います）。
- 第13条 本契約が居住用建物に付随する専用駐車場の場合、部屋の賃貸借契約の原本駐車場の明渡しと併せて、本契約の期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場の新規契約の事務手数料として3,000円を支払うものとする。尚、区画の変更に伴う契約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新規契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。
- 第14条 特約条項

本契約更新（任意更新・法定更新を問わず）は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発行手数料、区画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費税等相当額は差額税率により計算する。

下記貸人（甲）と借人（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。		2023年 6月 10日
貸主（甲）	住所 XXXXXXXXXX 氏名 XXXXXXXXXX	
借主（乙）	住所 XXXXXXXXXX 氏名 XXXXXXXXXX	
仲介業者		TEL XXXXXXXXXX
免許番号	東京都知事（3）第91243号	住所 XXXXXXXXXX
所在地	〒196-0015 東京都昭島市昭和田1丁目1番1号	代表者 XXXXXXXXXX
商号	共栄管理サービス株式会社	電話 XXXXXXXXXX
代表者	中村 重昭	電話 XXXXXXXXXX
電話	0670-003-230	FAX XXXXXXXXXX
FAX	042-546-4500	宅地建物取引士 XXXXXXXXXX
登録番号	XXXXXXXXXX	宅地建物取引士 XXXXXXXXXX
氏名	XXXXXXXXXX	氏名 XXXXXXXXXX

整理番号

11

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 ⑧:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	25年6月12日	支出額	32,868 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所 グラインド代
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③事務所グラインド代

④(株)ソレイエ

$$36,520 \times 0.9 = 32,868 \text{ 円}$$

詳細は別紙添付

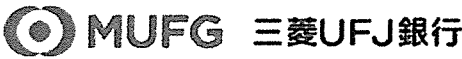
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



検索結果表示(詳細)

取引種類	振込
受付番号	20230612-004
受付日時	2023年6月12日 13時39分
処理(予定)日	2023年6月12日
状況	取引完了
取引方法	インターネット

！ 予定日の表示となりますので、お取引の時間によっては実際の取引日と異なる場合がございます。

お取引詳細情報

振込先口座	三井住友銀行 高槻支店 普通 3131678 カ) ソレイユ
引落口座	支店 普通
振込依頼人名	センツイ キヨウコ
振込依頼人電話番号	*
振込金額	36,300円
振込手数料	220円
引落金額合計	36,520円

Copyright(c) 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

11-2

ご注文後の商品内容の変更は反映されていないことがあります。
詳細についてはお問い合わせくださいませ。

ご注文日時 2023/06/09 15:49

ご注文コード 100032523712

ご注文明細

お届け先1ご自宅

お届け先氏名

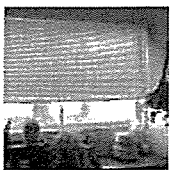
泉津井 京子(センツイ キョウコ) 様

お届け先住所

358-0003

埼玉県入間市豊岡3-10-1第一粕谷ビル1階

090-4724-6757

商品名	数量	小計
 『激安』アルミブラインド サイズオーダーOK・18色から選べる<Dream Palette ソリッド(単色) パウダーピンク> ※代引不可 開き-横幅x丈 片開き 200cmx180cm 幅 200 丈 180 操作位置 左操作 操作ポール長さ指定 120cmに変更 ※採寸・取付けはご自身で 了承しました	1	¥18,150
 『激安』アルミブラインド サイズオーダーOK・18色から選べる<Dream Palette ソリッド(単色) パウダーピンク> ※代引不可 開き-横幅x丈 片開き 200cmx180cm 幅 200 丈 180 操作位置 右操作 操作ポール長さ指定 120cmに変更 ※採寸・取付けはご自身で 了承しました	1	¥18,150

整理番号

59

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023 年 6 月 15 日	支出額	16,596 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客用駐車場代 7 月分
-----	--------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

18,440×0.9=16,596

③来客用駐車場代 7 月分

④(有)すまいの市民館

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38404	05-06-15	09:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥18,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
¥			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証	
円 円 円		(実)	

お振込明細またはご案内	電話
お受取人 ミツビシユー・イフジ・イー カリコ・イー 普通 1071693 1) スマイノツミツカン様 登録番号 0005 ヤマタフミコ様	
ご依頼人 電話番号 049-235-1687 取扱番号 400024	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 [REDACTED] (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の所在地	埼玉県川越市東田町7-31		
駐車場の表示	名称	奈良 駐車場	指定場所 No. [REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号	
---------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの 2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限：毎月 末日までに 翌月分 を支払う	

支払方法	金融機関： 口座番号： [REDACTED] 口座名義人： [REDACTED] 振込み先 TEL： [REDACTED]
------	---

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]
----	--

管理業者	商号又は名称 有限会社すまいの市民館 所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 号 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号： ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
------	--

※貸主と駐車場の所有： [REDACTED] なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]
-----	--

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
- 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
- 乙の車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
- 本契約解除に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED] 住所 [REDACTED]	年 月 日
乙・借主 (法人の場合)	商号 [REDACTED] TEL [REDACTED] 代表者名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 山根 史子 TEL 049-235-1687 住所 川越市市原460-b [REDACTED]	

宅地建物取引業者	商号(名称) 有限会社すまいの市民館 取締役 杉田明洋 事務所所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677 免許証番号 埼玉県知事(4)第19782号
宅地建物取引士	氏名 [REDACTED] 登録番号 [REDACTED] 業務に従事する事務所名 有限会社すまいの市民館 事務所所在地 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677

※印は実印

整理番号

60

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023 年 6 月 15 日	支出額	104,940 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 7 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

116,600×0.9=104,940

③事務所家賃 7 月分

④ [REDACTED] 様

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
38404	05-06-15	09:21
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,600	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
¥ [REDACTED]		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (5百円) (1百円) (50円) (10円) (5円) (1円)		
お振込明細またはご案内		
登録番号 0004		
ヤマネフミコ様		
電話番号 049-235-1687		
取扱番号 150001		
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済		

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸與人 を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

（1）物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市臨田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡（487.82坪）

（2）賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡（13.25坪）

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2年間とする。

第4条（契約の更新）

1. 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

1. 賃室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
2. 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
3. 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料を含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。

口座番号： <u> </u>
名義人： <u> </u>

第8条（敷金）

1. 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
2. この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充當すべきことを申し出ることはできないものとする。
3. 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充當することができる。
4. 前項の場合、乙は充當の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
5. 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

1. 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
2. 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求めることはできないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

昭和七年三月一日

甲(貸貸人) 住所

氏名

乙(賃借人) 住所

氏名 山根 史子

立会人

東京都知事免許（1）第102093号

東京都北区田端五丁目12番11号

西台不動産株式会社

代表取締役 高橋 英隆

登録番号

宅地建物取引士

埼玉県知事免許(4)第20077号

埼玉県川越市東田町8番46号

株式会社アセットホームサー

代表取締役 内田 親也

聯銀承單

宇地建物取引士

建設物の耐震性の結果の概要 建設物の耐震性の結果の概要	該当あり ・ 該当なし（該当しないの欄を省略します。）
建設物の耐震性の実施の有無（１年以内に実施している場合）	有 ・ 無

石棉使用記錄調查

石綿使用調査の記録の有無		有・無	
調査記録がある場合	調査実施機関		
	調査の範囲		
	調査年月日		
	石綿使用の有無		
	石綿使用の箇所		
調査記録が無い場合	補足情報	下記関係者のうち、今回（①）に石綿使用調査に関する証書を照会致しましたがいずれからもその記録の存在は確認できませんでした。	
	関係者		

関係者：①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他（ ）

西武證券研究所

耐震診断の有無	耐震診断が有る場合 耐震診断が「無」場合	①耐震診断証、または検査済証に記載された「補修済済の交付年月日」昭和56年5月31日以前の場合は下記耐震対策に該当します。 ②建築物に第一全部事項の明書(建物)に記載された竣工検査日：平成1年6月4日(新築) 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物は昭和58年5月31日以前の場合は下記耐震対策に該当します。
耐震診断の有無	耐震診断が有る場合 耐震診断が「無」場合	①耐震診断証、または検査済証に記載された「補修済済の交付年月日」昭和56年5月31日以前の場合は下記耐震対策に該当します。 ②建築物に第一全部事項の明書(建物)に記載された竣工検査日：平成1年6月4日(新築) 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物は昭和58年5月31日以前の場合は下記耐震対策に該当します。
耐震診断の有無	耐震診断が有る場合 耐震診断が「無」場合	①耐震診断証、または検査済証に記載された「補修済済の交付年月日」昭和56年5月31日以前の場合は下記耐震対策に該当します。 ②建築物に第一全部事項の明書(建物)に記載された竣工検査日：平成1年6月4日(新築) 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物は昭和58年5月31日以前の場合は下記耐震対策に該当します。
耐震診断の有無	耐震診断が有る場合 耐震診断が「無」場合	①耐震診断証、または検査済証に記載された「補修済済の交付年月日」昭和56年5月31日以前の場合は下記耐震対策に該当します。 ②建築物に第一全部事項の明書(建物)に記載された竣工検査日：平成1年6月4日(新築) 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物は昭和58年5月31日以前の場合は下記耐震対策に該当します。

■ 貸借条件等

貸室部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月額賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (消費税別込負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (消費税別込負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料を含む	[添付契約書 第6条 参照]
賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する方法によって賃借人又は賃借人の指定人に支払うものとする。		
①賃料・管理費	※毎月末迄に賃主指定の口座へ振込み	
②諸費用 (電気・ガス・水道料) 金	※別途通知を要す	
③電話・インターネット料 金	※別途通知を要す	
④火災保険料 (東日本火災短期保険)	保険料18,000円/2年間	
⑤保証委託料 (日本ビーブレイ)	※別途通知を要す 保証料116,600円/初回更新料 11,660円/年	
⑥貸室内の清掃費	※別途通知を要す (任意)	
⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用		
⑧その他賃借人の負担に属する費用		

[添付契約書 第6条 参照]

整理番号 23

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2023年6月20日	支出額	89,139円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃(令和5年7月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

$$(93,500円 + 振込手数料330円) \times 0.95 = 89,139円$$

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

③事務所家賃(令和5年7月分)

取引銀行	取引店	口座番号	
取 扱 店	お 取 引 日	時 刻	
79301	05-06-20	11:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手 数 料	
振込	¥93,500	¥330	
お取引後の残高(円)		お っ り	
		¥6,170	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円) (硬貨)			

振込金受取書	電信
埼玉りそな銀行	
浦和中央支店	
普通 3852306	
カ) タ イ フ ト ウ サ ン 様	
タ ケ タ カ ス ヒ ロ 様	
電話番号 0486889898	
取扱番号 200042	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

賃貸人(以下「いう。」)と賃借人(以下「乙という。')とは、甲が契約要目表(1)欄記載の貸室を乙に賃貸するにつき、乙が契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

西暦

2020 年 3 月 20 日

賃貸人(甲)

住所

埼玉県さいたま市見沼区大宮東門前23番地

氏名

有限会社イースト商事

電話番号

代表取締役 浅子 達

賃借人(乙)

住所

氏名 武田和浩

電話番号

連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙「賃貸保証委託契約書」による。

契約要目表

欄	事項	条	摘 要	
			名 称	イーストコーポ
(1)	賃 室	第1条 第2条	所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1
			構造規模	鉄骨造 陸屋根 地下0階付 地上2階建
			用 途	事務所 業 種 職員事務所
			区 画	1 階 (00D 号室)
			契約面積	37.20 m ² (11.25 坪)
(2)	賃貸借期間	第4条	2020年5月1日 から 2025年4月30日 までの 5 年間	
(3)	賃 料	第5条	85,000 円 (別途消費税 8,500 円) 月額計 93,500 円	
(4)	共益費	第7条	0 円 (別途消費税 0 円) 月額計 0 円	
(5)	その他の乙が甲へ支払う月間固定費	第7条	1 円 (別途消費税 1 円) 月額計 1 円	
(6)	保証金	第6条	170,000 円 非課税	
(7)	保証金償却	第6条	無	
(8)	賃料等支払先	第8条	金融機関名	
			口座番号	
	賃料等支払方法		口座名義	
(9)	更新費用	第4条	翌月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。	
			乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)	
			乙が甲へ支払う更新手数料: 新賃料の 0 ヶ月分(別途消費税)	
			甲が甲へ支払う更新手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)	
			甲が甲へ支払う更新手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)	
(10)	解約予告	第4条、22条	満期、中途にめめわらず本契約を 甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 締結する場合は事前通知 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄 1.「原状回復に関する事項」	
(11)	添付書類			

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第8048号

所在地: 埼玉県さいたま市浦和区大宮 二丁目2番1号

店号・名称: 株式会社 大和不動産

代表者: 代表取締役 小山 輝

【宅地建物取引士】

登録番号:

氏名:

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年6月20日	支出額	15,989円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	来客等駐車場賃借料(令和5年7月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和5年7月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
取扱店	お取引日	時刻
79301	05-06-20	11:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,500	¥330
お取引後の残高(円)		おつり
		¥3,200
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
円 円 円 円		

振込金受取書 電信

お取引人	タタカス ヒロ様
お取引先	電話番号 0486889898
お取引先	取扱番号 200002

※ 領

※ 領

(

※ 領収書等には、①年
な記載)、④発行者、

※ 按分した場合は、積算方法を空白に記入すること。

印紙税申告納
付につき浦和

税務署承認済

用すること。

ど何に支出されたか分かるよう
は、余白に補記すること。

駐車場使用契約書

頭書さに表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。
 (以下「甲」といふ。)と借主武田和浩事務所(以下「乙」といふ。)

圖書(1) 駐車場の表示

計算書の 表示の	所在地	346-8 さい	特定場所	No. ■ No. ■
	名称	松井神社車庫		

来客用 (事務所使用者)

車種・ 車名型式	登録番号	来客用（事務所使用者）

讀者(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 〇日 から 令和5年 〇月 〇日までの 年 月 日
目的物件の引渡し開始	年 月 日

圖書(4) 資料・獎金

資料(往車票用紙)	一 号 660 円 (40日間) 二 号 440 円 (20日間) 三 号 330 円 (10日間)
取金	金 0円
支払期限： 毎月 月末 までに翌月分を支払う	
支払方法	金銭振替 口座番号 口座名義人 TEL:

圖書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名		住所	
管理業者	商号又は名称 水村商事有限公司 埼玉県さいたま市見沼区東門前4番地3 TEL 048-684-8641			
所在地	貸貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣(2)第 8016 号			
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 4354		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名		(賃貸不動産賃貸管理士：登録番号)	

※賃貸不動産経営管理士の職名を付けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

預審(6)連帶保證人

所有者	氏名	住所

氏名

送附保証人	氏 名	※
	住 所	
	種 別	円

図書(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を諸企業者へ支払うものとする。

損害(8) 特約事項

- ・相続が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
- ・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

四
天
廿

甲・貸主	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
	商号	TEL
乙・借主 (法人の場合)	代表者名 [REDACTED]	⑤
	住所 [REDACTED]	
	氏名 [REDACTED]	TEL
	住所	
丙	氏名 [REDACTED]	⑤ TEL
連帯保証人	住所	
	極度額 円	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 水村商事有限公司	代表者 水村 光一 事務所所在地・TEL 048-684-8641
	免許証番号 埼玉県知事 (14) 4120 号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED] 号
	業務に従事する事務所名	水村商事有限公司
	事務所所在地	埼玉県さいたま市見沼区簗門前44-3
	TEL	048-684-8641

※印は実印

整理番号	29
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年6月26日	支出額	180,488 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	225,610 × 0.8 = 180,488 事務所賃料 7月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48607	05-06-26	13:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥225,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(使) G 認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人	様
登録番号	0003

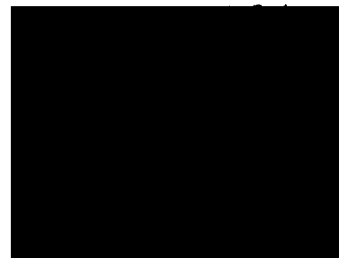
ツツ コウツ 様

電話番号		紙税申告納
取扱番号	260001	につき浦和
		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

③ 事務所賃料
7月分

④ 振込先



⑤ 支払者
辻 浩司

- ・ 領収書は裏側で貼付しないこと
- ・ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること
- ・ 別紙には整理番号(枚番)を打すること

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

〈物件表示〉

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B 号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨	造 3 階建の内 1 階
賃 貸 借 面 積	69.29 m ²	

〈原契約の表示〉

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日 より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ~ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021年12月28日

甲（賃貸人） 住所

氏名

乙（賃借人） 住所

氏名

電話

更新事務取扱業者

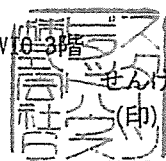
所在地

商号

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIEW 3階

スターツビタットハウス株式会社

店長 佐藤 史明



せんげん台店

(印)

整理番号

20

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	2023年6月27日
支 出 額	7,480×90%=6,732円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 1台分(7月分) ①
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



月極駐車場一時使用契約同意書 (個人用)

借入人は、下記目録記載の物件の用に就いて、お貸し月極駐車場一時使用契約の締結を希望する。その旨を本同意書に記す。

また、借入人は、貸主会社である野村サード・エス・エス株式会社(以下「野村サード・エス・エス」)に、本同意書の締結に同意する旨を、貸主会社に通知する。貸主会社は、本同意書の締結に同意する旨を、貸主会社に通知する。貸主会社は、本同意書の締結に同意する旨を、貸主会社に通知する。

※同意書後、内装修繕等については、貸主会社に申し渡す。貸主会社は、内装修繕等を行う場合、上り客を案内する。

※2023年6月分利用料 (2023年5月分利用料) 及び、下記目録記載の利用料を、貸主会社に支払う。

※に記入の事項を、貸主会社に通知する。

同意書後

以下の ①の箇所を全て記入の上、返送下さい

借入人(個人)	お名前	水村 篤弘	印	電話番号	04-2993-0080
	メールアドレス	※今般のご連絡 (保証書や契約書の送付等) に利用させていただきます。必ず記入ください。			
	〒359-0025	atsuhiko @ mizuha.mn.jp			
	〒	※上記住所が変更のある場合、新しい住所を以下に記入ください。			
		埼玉県所沢市上安松864-4			

支払方法	① 口座振替 (支払日: 毎月27日) 振替手数料がお客様負担(毎月200円別途税 ※振替名義は「野村サード・エス・エス」になります。)
② 振込支払 (支払日: 毎月27日) 振込手数料がお客様負担 (最大~880円)	

↑本契約期間中の支払方法の変更は、随時できません。予めご了承ください。

契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日
サイズ制限	埼玉県所沢市東新井町 262-5						
所在	P 所沢東新井町-01						
物件名称	P 所沢東新井町-01						
使用料等	月額: 7480 円 (税込)	契約区画		契約台数	1		
特記事項	区画 001、005 番は軽専用区画とする。区画 002 番は軽自動車および中型専用区画とする。区画 008 番は車両 2 台まで駐車可能とし、1 台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。						
	更新料 3740 円(税込)						

貸入人 (甲)	株式会社 野村サード・エス・エス 〒358-0026 埼玉県所沢市小谷田4-6-11
管理会社	株式会社 野村サード・エス・エス 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFCビル3階 TEL 050-2018-3333

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

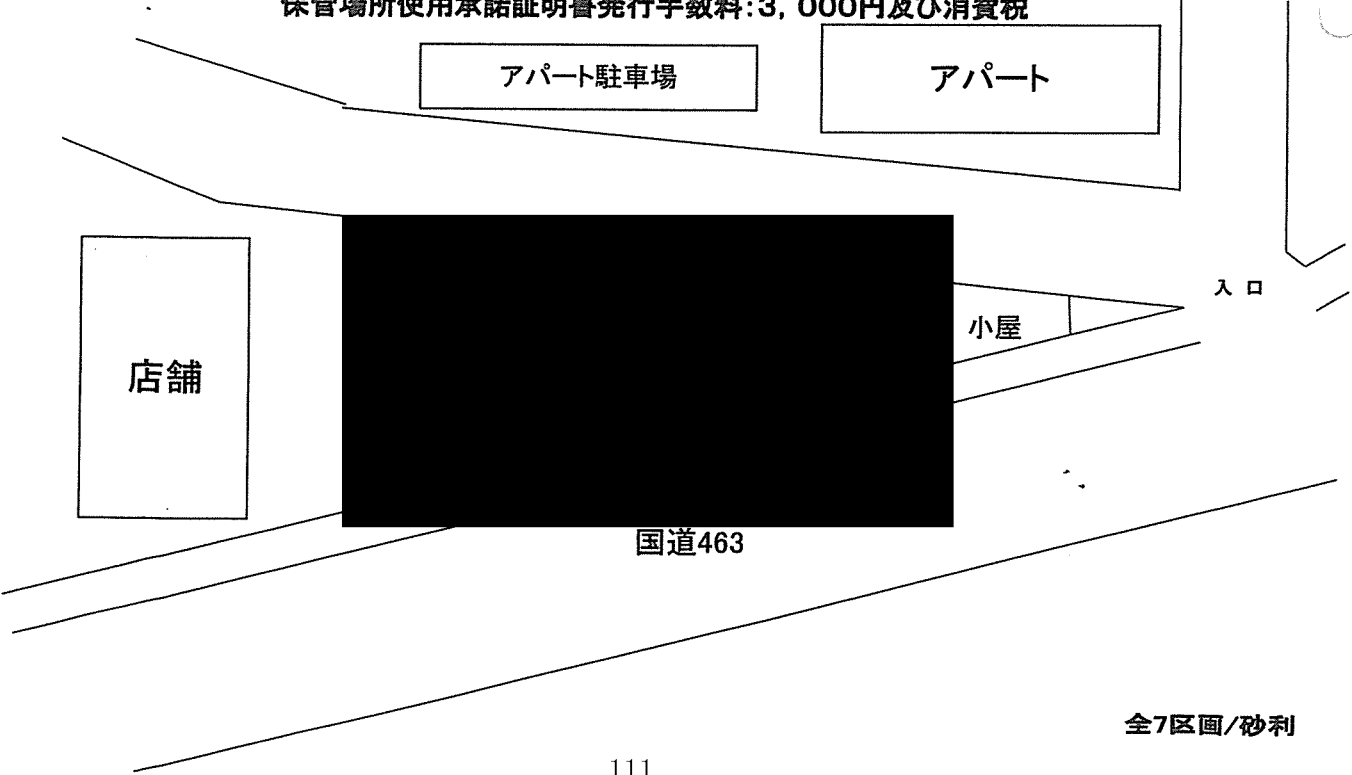
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



全7区画/砂利

整理番号

21

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	2023年6月27日
支 出 額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (7月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借 (更新) 契約 合意書

物件名 : タイびる航空公園 202 号室
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、 2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを 双方合意した。

1. 期 間	2021年5月1日	より	2024年4月30日	までとする。
2. 敷 金		210,000 円		
3. 賃 料	月額総額	77,000 円	(本体 70,000 円 消費税 7000 円)	
4. 管理・共益費	月額総額	5,500 円	(本体 5,000 円 消費税 500 円)	
5. 駐車場使用料	月額総額	0 円	(本体 0 円 消費税 0 円)	
6. 特 記 事 項				

1. 原契約の継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書 2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとし、本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定事項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3 月 31 日

貸主 (甲) 住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名 : 株式会社セイワランドック

借主 (乙) 住所 : 埼玉県所沢市上安松 884-4

氏名 : 水村 篤弘 印 TEL: 04-2913-0080

勤務先住所 : 埼玉県所沢市高砂3-15-1

勤務先名 : 埼玉王皇建設 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所 : TEL: 〇〇〇〇

連帯保証人

住所 : 氏名 : 印 TEL: 〇〇〇〇

管理会社 免許番号 : 埼玉県知事(3)第20719号

住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名 : 株式会社セイワランドック

代表者 : 羽迫 務

取引主任者 : 登録番号 : 〇〇〇〇

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社
所沢市喜多町17-12
株式会社セイワランドック

2019年8月31日

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替 (前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------

2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料税は合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円		77,000 円
管理費	5,000 円	消費税	500 円		5,500 円
共益費					
合 計					82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
繰上金手数料 210 円

整理番号 33

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年6月27日	支出額	10,049 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティ(5月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

05-06-27 .送金 *11,000 | 18 タイヨウカンガイ |

05-06-27 .手数料 *165 | |

$11,165 \times 0.9 = 10,049$

③事務所セキュリティ代(5月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	33 - 1
------	--------

領 収 書 貼 付 欄	埼玉民主フォーラム 上尾支部
-------------	----------------

請 求 書

〒362-0036

上尾市宮本町10-26

町田 皇介

様

太 陽 管 財 株 式 会 社

代表取締役 齊 藤 敏 雄

〒331-0823

埼玉県さいたま市北区日進町3-8

TEL048-663-6166 FAX048-667-5727

登録番号：T1030001005250

御請求額 ￥11,000

お届先 まちだ皇介事務所

請求日	作業日	振込期限
2023年5月31日	2023年5月1日～5月31日	2023年6月30日

商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機械警備料 5月分	1	ヶ月	10,000	10,000	
備考	10,000	消費税	1,000	合計	11,000

振込先： 武蔵野銀行 宮原西口支店 普通預金 NO.0077229 タイヨカンザイカシカイヤ

※ 整理番号には、枝番を記入すること

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地
太陽管財株式会社 警備本部

氏名 町田 孝介様

契約内容確認日 令和5年5月1日

業務対象施設	名 称	上尾市宮本町10-26		
	所在地	上尾市宮本町10-26		
商 品 名	機 器 費	プラン	() お買い上げ・(✓) レンタル	
業務開始予定日	5 年 5 月 1 日	業務遂行期間	業務開始から5 年 0 ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号 35

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年6月27日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 7月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

05-06-27 .送金	*110,000	IB	
05-06-27 .手数料	*165		

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③ 事務所賃料 7月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田豊介 (以下「乙」という。)は、この契約書により両者に表示する不動産に關し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	住居ビル	1階 1
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26	区画番号()
用途	貸居(登記簿)	
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
電 源	店舗	新築年月 昭和45年11月
面 積	約33㎡(現況概算)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 専属内容(具体的に記述すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・共益費	月額 円
敷 金	330,000円	(別途消費税相当額 円)	水道代 2,000円
	(賃料3ヵ月分)		

その他の条件

貸与する建 築No.	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで
賃料等の支払方法	口座振込 持参先 現金 口座振引等 契約会社

頭書(5) 主緊急連絡先

緊急連絡先 (氏名)町田 豊介
(自宅)TEL
(勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 住所
管理業者	貸主自主管理
所 在 地	TEL

頭書(7) 乙の債権の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円建帯保証人	氏名 住所	3,960,000円(月額賃料総額×36ヵ月)
国家賃貸債務保証業者の提供	保証業者	主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL: 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
保証	保証業者	家賃債務保証業者	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 再契約に關する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヵ月分を支払うものとする。本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建物の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所等出資(営業用)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に關する法令を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対する書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に入社しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は環境物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

整理番号 37

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費		10:交通費

支出年月日	R5年6月27日	支出額	10,949 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所駐車場 7月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

05-06-27 .送金	*12,000	IB トラ 決済
05-06-27 .手数料	*165	

$$12,165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務所駐車場 7月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

村 パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村 田 春 雄
上尾市宮本町7番15号
電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは、
次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8					
2	駐車場 区 画	番					
3	車 両	車 名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレイル 赤)		
		フォジョー ステーション ワゴン 青					
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特 約 2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする			
		至 2020 年 10 月 8 日					
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担				賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし	
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 ※1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 ※1ヶ月前予告 解約可能					
9	保証金	金 12,000円 円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還					
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。					

契約日	2019 年 10 月 9 日	
貸主	住所 (所在地)	村 パーキング
	氏名 (名称)	村 田 春 雄
	電話番号	上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主	住所 (所在地)	町 田 皇 介
	氏名 (名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
	電話番号	048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 38

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年6月27日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所来客用駐車場 7月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

05-06-27 送金 | *10,000 IB [REDACTED]

 $10,000 \times 0.9 = 9,000$

④ [REDACTED]

③ 事務所来客用駐車場 7月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 町田 圭介 (以下甲という) と借主 (以下乙という) との間において、

左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車(後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

① 月額使用料金 金 一 万 円也。(一台あたり) 台、計 一 万 円也。

② 支払期 当月分を前月末日まで。

③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲はこの自動車につき駐車中の盗難、

損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 この駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、この

使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。

前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、

甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 この使用する期間は、令和二年七月一日から令和二年六月二十日までとし、その後は

自動更新とする。

第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

① 駐車場の出入を静かにし、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。

② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。

③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。

④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。

⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は

直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。

② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。

③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為があったとき。

④ 他の自動車を駐車させたとき。

⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と

同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。

前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

九条 甲は乙に対し契約期間中であつてもこの駐車位置を変更することができるとし、乙はこれを拒否

することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の

使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金金額の二倍に相当する金員を

支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和元年6月20日

貸主(甲) 住 氏 氏 所

借主(乙) 住 氏 氏 所

電 話 名 所

電 話 名 所

【塗色】

【ナンバー】

計 台

埼玉県知事(3)第21590号
株式会社 ヲハロ
埼玉県上尾市宮本
TEL 048-778-4750 FAX 048-

駐車場すき車の表示

【車名】

駐車場すき場の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号()と表示した箇所

整理番号

106

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年6月27日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

9 05-06-27 | 振替

*23,300 | DF. 71307

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義: 木村 勇太
支払先: 株式会社平和不動産

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、
甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~武蔵浦和~~）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。
また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

整理番号

107

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経常的経費】		
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費		
	9:資料購入・作成費 10:交通費		

9,200 × 90%

支出年月日	5年6月28日	支出額	8,280 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場代(辻4丁目) 7月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	------------------------

口座名義: 木村 勇夫

TO 05-06-28 | 振替 | *9,200 | RKS(サイキョウホーム)

③ 事務所駐車場代
(辻4丁目)
7月分

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐 車 場 賃 借 契 約 書

【物件の表示】

名 称	栗原辻4丁目駐車場	管理番号	
所 在 地	埼玉県さいたま市南区辻4-12		
賃 借 人	木村 勇夫		

【賃料等】（1台あたり）

賃 料	月額 9,000 円（うち消費税 0 円）	数	金	
口座振替代	月額 200 円（うち消費税 0 円）	札	金	円
共 益 費	月額 円（うち消費税 円）			円
付属施設料	月額 円（うち消費税 円）	更 新	可	不可
雑 費	月額 円（うち消費税 円）	更新事務手数料	円	9,900 円
契約期間	2022年12月25日から 2023年12月24日まで			
支払方法	☐ 持参 ☐ 振込 ☒ 口座振替			
振込先				

【賃料等の支払期日】翌月分を毎月28日迄（翌月分前払）

車 名		証券番号/満期	
登録番号/色	/		/

その他
本契約の締結を証する為本書を2通作成、甲乙及び仲介業者はこれに署名捺印し、甲乙各1通を保有する。
本契約には、特約条項が定められております。駐車場賃借契約約款をご参照ください。

2022 年 12 月 24 日

賃貸人（甲）

住所：
氏名：
電話：

賃借人（乙）

住所：
氏名： 木村 勇夫 電話：
勤務先： 株式会社 住居 住所： さいたま市南区白幡3-15-1 048-824-2111

緊急連絡先

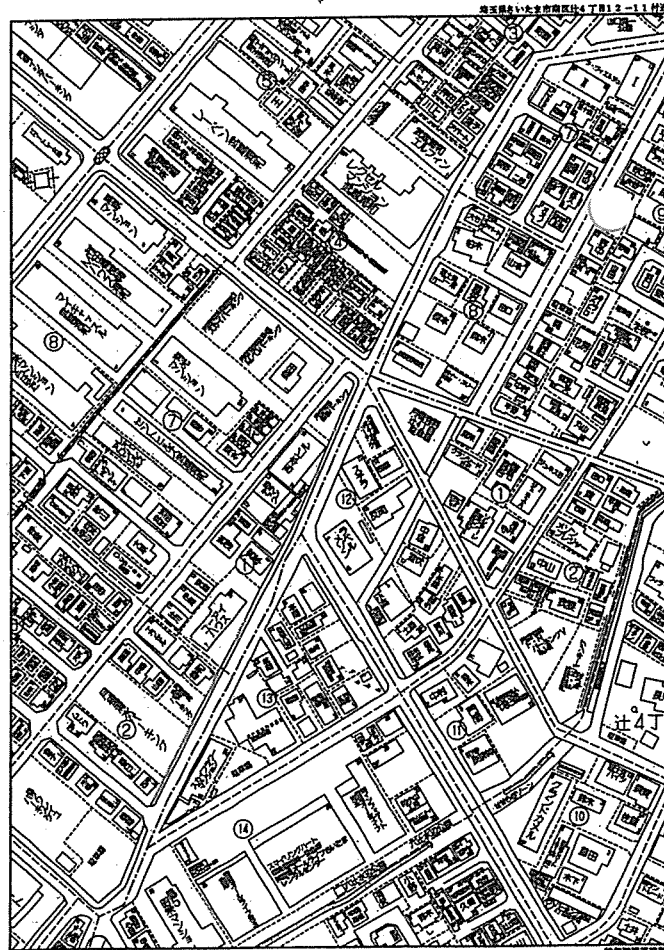
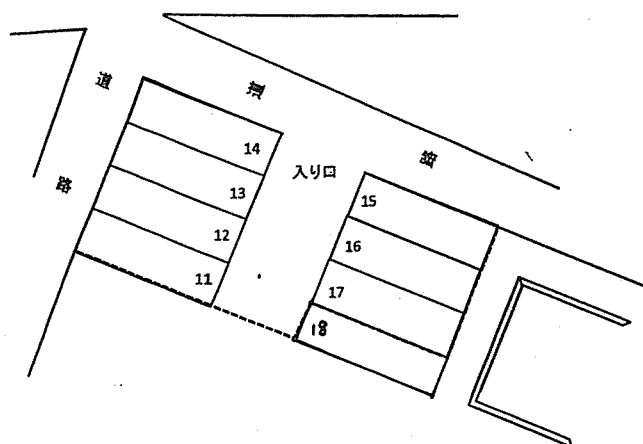
住所：
氏名： 続柄 電話：
極度額：

仲介人

免許番号： 埼玉県知事 (9) 第12149号
主たる事務所： 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15
商号又は名称： 有限会社埼玉ホーム
代表者： 里中 宗一郎
宅地建物取引士： 登録番号：
事務所名： 有限会社埼玉ホーム 電話： 048-861-5331
所在地： 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

栗原辻4丁目駐車場 3021

所在地／さいたま市南区辻4-12



整理番号	12
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年6月30日	支出額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 7月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	------------------------

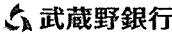
② (80,000+440) × 90%
③ 事務所賃料 7月分

ご利用明細票

※ 本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
050630	059	020033	0133#	
種別	店舗番号	口	座	番 号
09				***
お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
09:54	*****			
銀行				
支店				
口座番号				
受取人				
依頼人 オカワヒサシ 様				
振込日 05-06-30				
振込金額 ¥80,000				
振込手数料 ¥440				
0630002				
印紙税等納付につき大宮税務署承認済				

＜ご注意＞
○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。



※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	フアインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	内縁面積 48.6㎡(延床面積) 160.0㎡

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月
----	-------------	----	-------------	--------

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所	[redacted]	
	氏名	[redacted]	電話番号 [redacted]
管理委託先	住所	〒 [redacted]	
	氏名	貸主管理	電話番号 [redacted]

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	住所	小川 寿士	電話番号 [redacted]
緊急時の連絡先	住所	〒 [redacted]	電話番号 090-8564-7909
	氏名	小川 寿士	借主との関係 本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額	75,000円	権利金	(別途消費税)	-円
管理費及び共益費	月額	5,000円	礼金	(別途消費税)	-円
駐車場料 (区分No.-)	月額	付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分	-円
	月額	(別途消費税)	保証金	賃料の3ヶ月分	225,000円
	月額	(別途消費税)	保証金償却	償却時期	
	月額	(別途消費税)	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税)	

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。
支払期限	振込先 金融機関名 [redacted] 銀行 (振込料借主負担)
	預金口座 口座番号 [redacted] 口座名義 [redacted]

8) 連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用について

保証形態	個人による連帯保証 □ 家賃債務保証会社による保証 1
連帯保証人	住所 〒 [redacted]
	氏名 [redacted]
保証会社	[redacted]

(特約条件) 本契約の特約については、下記の通りとする。

- (1) 乙は更新する際、更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。なお、賃料の改定に伴い、保証金に差額が生じた場合は、その差額を預入又は返金するものとする。
- (2) 第9条第1項の相当の期間は3ヶ月とする。
- (3) 第11条第1項にかかわらず、原状回復を乙の負担で行うものとする。
- (4) 外置板を使用する際は、使用料が発生します。
- (5) 平成22年11月の新築賃貸借契約の直後に、甲と乙は借主名義を「小川ひさしと歩む会」から小川寿志に変更した。平成25年の更新時に書面の借主名義と敷金預託の名義を変更する。なお、連帯保証人は[redacted]とし、借主の原状回復義務は小川ひさしと歩む会の使用時からとする。

本物件登記簿に記載された現在事項の前契約時からの変更

変更内容	□ 有 □ 無
------	---------

下記賃主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約各条項及び特約条件を確認の上、締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年9月13日

賃主(甲) 住所 〒 [redacted]

代理人 東京都町田市森野1-8-3

朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司

借主(乙) 住所 〒 [redacted]

氏名 小川 寿士

電話番号 [redacted]

契約更新業務代行業者

国土交通大臣免許(13)第2135号

東京都町田市森野1-8-3

朝日リビング株式会社 業務担当者 [redacted]

担当営業所 朝日リビング大宮営業所

整理番号

109

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年6月30日	支出額	8,910 × 90% 8,019 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所駐車場代(白幡6丁目)7月分
-----	-------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
10403	05-06-30	14:47
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリソナ ムサツウラフ 普通 3565267 タイ4ハーストパーキングカントリー様 登録番号 0005 キムラ イサオ様	
ご依頼人	電話番号 [REDACTED] 取扱番号 300005	

③ 事務所
駐車場代
(白幡6丁目)
7月分

④ 第4バスパーキング
管理(株)盟豊地興

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



駐車場賃貸借契約書 《駐車場名：第4バストパーキング》

※駐車位置NO. _____

● 所在地 さいたま市南区白幡6丁目1384、1385番
● 賃料 1ヶ月金7,500円也(別途消費税750円)
● 管理料 1ヶ月金500円也(別途消費税50円)
● 月額合計金8,800円也

● 敷金 金 8,250円也

● 駐車車両 車種: トヨタ / P 色: ミッドナイトブルー
ナンバープレート番号: _____

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

第1条 (契約期間) 期間は、令和5年1月10日より令和6年1月9日迄向う1年間とする。但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
第2条 (賃料) 賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞り滞りした場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、乙の負担とする。
第3条 (敷金) 乙は、賃料の支払いを担保するため頭金として敷金を無利息にて甲に預託するものとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
第4条 (通知義務) 乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承諾を得なければならぬ。乙は車両変更後、停滞無く甲に車検証の写しを提出しなければならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
第5条 (損害賠償) 駐車場の使用に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、(免責)その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
第6条 (賠償) 乙は、乙の車に発生した事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生した場合は、責任を負わないものとする。
第7条 (損害賠償) 乙又は乙の代理人、使用者、同乗者等の責任に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
第8条 (賃料改定) 甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車事情の変動等により、値上げできるものとする。
第9条 (解約予告) 甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡し完了するものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
第10条 (管理料) 管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。

第11条 (駐車位置) 駐車位置は別紙赤枠内とする。
第12条 (禁止事項) 駐車場内での駐車中のアイドリングは禁止とする。
第13条 (税法改正) 税法改正等により、消費税等の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
第14条 (放置車両) 賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

反社会的勢力でないことの誓約条項

(反社会的勢力の誓約)
第1条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を承諾する。
(1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
(禁止事項)
第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
(1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
(2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
(3) 本物件又は本物件の周辺において、若しくは粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反社会的勢力を出入させること。
(契約の解除)
第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
(1) 第1条の誓約に反する事実が判明した場合
(2) 本誓約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
2. 甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

※振込先

令和5年1月3日

貸主(甲) 住所 氏名

氏名

借主(乙) 住所 氏名

氏名

電話

勤務先名

勤務先住所

勤務先電話

管理先

さいたま市南区白幡4丁目29番12号 M2ビル1F
株式会社 豊地興
TEL 048-837-0227 / FAX 048-837-0308



整理番号

110

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
	227,625 円 790%		
支出年月日	5年6月30日	支出額	204,863 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所賃借料 (契約更新料 + 7月分家賃)		
領収書等貼付欄		埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10403	05-06-30	14:48
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥256,055	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
万円 千円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマリツナ
ムサツウラフ
普通 1438189
ヨ)ハツクアツク様
登録番号 0002
キムラ イサオ様

お振込先
電話番号
取扱番号 300005

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

③ 事務所賃借料
(契約更新料 + 7月分家賃)

* 明細別紙

* () は除く

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新のご案内

2023 年 6 月 15 日

物件名 ハイッ アウル 101号室

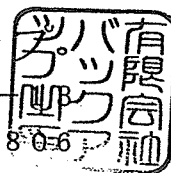
木村 勇夫 様

有限会社 バックアッ

さいたま市南区文蔵4-29

TEL 048(839)8806

FAX 048(864)8708



拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴殿に賃貸中の契約が2023 年 6 月 30 日をもって終了致します。

つきましては、下記の内容にて賃貸借契約の更新契約を行いますので、

よろしくお願い致します。

(連帯保証人様の変更の場合は貸主様の承諾が必要となりますので、その際には
当社までご連絡下さい)

敬具

現賃料	月額 税込 99,815 円	新賃料	月額 税込 104,500 円
現共益費	月額 税込 2,037 円	新共益費	月額 税込 2,000 円
現駐車料	月額 ———— 円	新駐車料	月額 ———— 円

◆更新手続きに必要な費用◆

賃 料 (7 月分) 104,500 円
 共 益 費 (7 月分) 2,000 円
~~駐 車 料 (— 月分) ———— 円~~
 更 新 料 95,000 円
 取引業者手数料 26,125 円
 〃 ————— 円
 合 計 金 額 256,055 円

契約書は署名・捺印（契約者・保証人）の上二部とも早急にご返送ください。

更新料は家賃振込口座への振込か又は弊社まで御持参下さい。

更新 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)と借主 木村勇夫 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	室	ハイッパウル	1階101号
所在地	(住居表示)	さいたま市南区白鶴6-12-1	
建造物	(登記簿)	さいたま市南区白鶴六丁目1294番地12	
種類	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸	新築年	昭和57年11月
面積	店舗・事務所	33.81㎡	月
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額95,000円	管理・共益費	月額1,879円
家財保険料	(別途消費税相当額9,500円)	敷金	(別途消費税196円)
附属施設料	月額 円	保証金	(賃料 カ月分) 円
償却	(別途消費税相当額 円)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本数		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 日まで		
賃料等の支払方法	団振 込		
	□持参 □口座引落	持参先 委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

事業用賃貸借契約書(事務所)1/19

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会'22.05

緊急連絡先(担当者)	(自宅)TEL	木村 勇夫
	(勤務先)TEL	048-824-2111 (会社名・部署名) 営業部
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	(有)バックアップ
	住所	さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	商号又は名称 (有)バックアップ		
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13	TEL	048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第	号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の定員である場合に記載	
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
		租税額	円
		家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社
		主たる事務所所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヵ月分(税別)を甲に支払うものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)2/19

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会'22.05

整理番号

16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	25年7月3日	支出額	89,298 ※ 政務活動費を充当した金額を記載	円
使途	事務所家賃 (7月分)			

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 事務所家賃として

$$99,220 \times 0.9 = 89,298$$

詳細は別紙参照

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



検索結果表示(詳細)

取引種類	振込
受付番号	20230701-001
受付日時	2023年7月1日 22時39分
処理(予定)日	2023年7月3日
状況	取引完了
取引方法	インターネット

！ 予定日の表示となりますので、お取引の時間によっては実際の取引日と異なる場合がございます。

お取引詳細情報

振込先口座	みずほ銀行 立川支店 普通 2236980 フソウカンリサービス(カ
引落口座	支店 普通
振込依頼人名	センツイ キヨウコ
振込依頼人電話番号	**
振込金額	99,000円
振込手数料	220円
引落金額合計	99,220円

Copyright(c) 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

事業用建物賃貸借契約書

主たる保証人 東京後援会 (以下「甲」という。)と
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「乙」という。)は
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「丙」という。)は
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「丁」という。)は
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「戊」という。)は
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「己」という。)は
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「庚」という。)は
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「辛」という。)は
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「壬」という。)は
主たる保証人の住所 東京都豊田3丁目10番1号 (以下「癸」という。)は

名 称	第一相谷ビル	1階
所在地	埼玉県入間市豊田3丁目10番1号	(住居表示)
登記簿	埼玉県入間市豊田3丁目10番1号	(登記簿)
用途	事務所	家屋番号 805番1の2
構造	鉄骨造陸屋根	階 数 3階建1階部分
物件の所有者	氏 名	専有面積 25.49.32㎡
借主	氏 名 住所	せんつい 京子後援会
使用目的	事務所	業種 選挙事務所
保証の方法	連帯保証人 氏 名 住所	2,824,800
担保の担保	家賃債務保証業者 主たる事務所の所在地	
家賃	月額 117,700 円 (うち消費税 10,700円)	敷 金 321,000 円 (無利息の約定)
仲介手数料	117,700 円 (うち消費税 10,700円)	
合 計	117,700 円	合 計 556,400 円
保証金の償却	(総額) 0円 (うち消費税) 0円	(総額) 0円 (うち消費税) 0円
その他の特になし		
契約の期間	2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間	更新可 契約当初預り敷金又は保証金 321,000 円
更新料	新賃料の1ヶ月分	敷金・保証金の返還時期 本物件の明渡後60日以内
借主の特約事項	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。	
貸料の支払方法	口座振替 銀行名: 支店名: 口座番号: 振込金額合計 117,700 円	
貸料の支払期限	翌月分を毎月 日までに前払 (翌月分前払) 支払手数料は借主負担とする。	
貸料の納入場所	合 計	

覚 書

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日
に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚
書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各書通を保有する。

記
所在地 : 埼玉県入間市豊田三丁目10番1号
物件名 : 第一相谷ビル 1階

第1条 (賃料の減額)
甲及び乙は、2023年7月 (2023年6月末支払い賃料) より乙が支払う賃料について、月額99,000円 (税込)
に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)
甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条 (協議)
甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定め
に従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議
解決するものとする。

2023年5月1日

以上

賃貸人 (甲) 住所

氏名

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号

氏名 扶桑管理サービス株式会社

賃借人 (乙) 住所

氏名 泉津井 京子

物件名		第一粕谷ビル 1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地 社 名	
	賃貸人代理	所在地 社 名	東京都昭島市昭和町 1-13-10 扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地 社 名	 せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地 社 名	 泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地 氏 名	

地 位 承 継 覚 書

賃貸人（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、乙の賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 5 月 1 日

（甲）

住 所

氏 名

（賃貸人代理）

住 所 東京都昭島市昭和町 1-13-10

社 名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住 所

氏 名 せんつい京子後援会

（丙）

住 所

氏 名 泉津井 京子

（丁）

住 所

氏 名

整理番号

74

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年7月4日 他	支出額	37,782 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所駐車場賃料 6月・7月・8月分賃料、初期費用		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

③事務所駐車場

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法

41,980

円 × 0.9 = 37,782 円

{ 6月・7月分賃料・初期費用(7/4支払)
8月賃料(7/31支払) }

※ 敷金10000円を
除くしんきんキャッシュサービス
お取扱明細票毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票を
どうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 07 04	12510090-0103
カード発行金融機関・店番・口座番号	
お取引金額	4 0 2 0 0 0
お取引 内容	振 込 0 0 0 0
手数料 ¥490	通帳員
時刻 11:31	お取引金額 ¥41,000*
説明コード	お取引後残高

城北信用金庫
王子営業部
普通 0005073863
モリヤリンクョウ(カ)様

おつり ¥510*

ご依頼人 シラネタイスケ様

0482290461

印紙税申告納
税務署承認済

川口信用金庫

C-10-1

しんきんキャッシュサービス
お取扱明細票毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票を
どうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 07 31	12510090-0101
カード発行金融機関・店番・口座番号	
お取引金額	1 0 1 0 0 0
お取引 内容	振 込 0 0 0 0
手数料 ¥490	通帳員
時刻 10:19	お取引金額 ¥10,000*
説明コード	お取引後残高

城北信用金庫
王子営業部
普通 0005073863
モリヤリンクョウ(カ)様

おつり ¥510*

ご依頼人 シラネタイスケ様

0482290461

印紙税申告納
税務署承認済

川口信用金庫

C-10-1

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

【 諸 費 用 精 算 書 】

白 根 大 輔 殿

令和5年6月21日

所在地 埼玉県川口市朝日2-25-15

物件名 朝日駐車場 区画

諸 費 用 内 訳	賃 料	円	(日割 日分として)
		円	(月額)
	共 益 費	円	(日割 日分として)
		円	(月額)
	敷 金	・ 10,000 円	(賃料の / ヲ月分)
	保証金の額	円	
	礼 金	円	(賃料の ヲ月分)
	保 険 料	円	(年分)
	駐 車 料	10,000 円	(日割6月 日分として)
	7月代金	10,000 円	(月額)
		円	
		円	
	仲介手数料	11,000 円	(消費税含む)
	合 計	41,000 円	
	預 り 金 △	円	
	精 算 額	円	

※
敷金10000円は
除く

守屋林業株式会社

東京都文京区本郷5-1-2-102

TEL 03(3815)0556

FAX 03(3815)0568



駐 車 場 賃 借 契 約 書

賃借人株式会社うめだ葬儀社を甲とし、賃借人白根大車庫を乙として、甲乙間に下記のとおり自動車駐車場賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は下記表示の駐車場を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 駐車場の名称 朝日駐車場

(2) 駐車場の所在地 埼玉県川口市朝日2丁目25番15

(3) 駐車場の区画番号 区画

第2条 乙は本駐車場を下記の車輛を駐車する目的にのみ使用し、これに反することはできない。

車輛番号

ただし、甲の了承を得た場合は前記車輛を変更することができる。

第3条 本契約の期間は、令和5年6月6日より令和5年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙間で合意したときは契約を更新することができる。

第4条 賃借料は月額金 10,000円(消費税 円込み)

とし、乙は毎月 金 日までにその翌月分を甲に持参し、又は甲の指定する方法により支払うものとする。1月未満の賃借料は、月額賃借料を日割した金額とする。

第5条 前条にかかわらず、公租公課の増額又は物価の高騰等の事情が生じたときは、双方の協議の上、賃借料の額を改訂することができる。

第6条 本契約締結と同時に、乙は敷金として金 10,000円を甲に支払う。この敷金は、本駐車場明渡時に存する延滞賃借料その他甲に対する金銭債務の弁済にあてるものと、甲が清算するものとする。

第7条 乙は甲の定める管理規則に従い本駐車場を使用するものとする。

第8条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。

第9条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 天災、火災その他甲の責にやらない事故による車輛の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。

第11条 本駐車場の保全、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車輛の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

第12条 乙が次の各項の一に該当する場合は甲は催告その他何等の手續きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを1月以上延滞したとき
- (2) 本駐車場上に甲に無断で建築造成をしようとしたとき
- (3) 乙が破産もしくは破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 本契約の定めの一に違反したとき

第13条 甲又は乙は1月以内に予告して本契約を解除することができる。ただし、乙は1月分の賃借料相当額の金員を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条 乙は本契約終了後あたりに本駐車場を明渡すものとし、次の各項の一に該当する場合はその内容に従うものとする。

(1) 乙が本駐車場を甲に返還するとき、本駐車場上にある車輛および物品を一切取り除いた上甲に明渡すものとする。

(2) 乙が前項の義務を履行せず又は乙が置き去った車輛、その他物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものととして、甲が適宜処分しても乙は後日異議を申し立てない。

(3) 乙が本契約終了後明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了まで賃借料相当額の2倍の損害金を支払わなければならない。

第15条 本契約に関する訴訟については、本駐車場所在地を管轄する裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

第16条 本契約書に記載のない事項については民法および慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

特 約 条 項
更新契約に対する劣後期間として0.5月分を期限迄に納入手続きを完了のこと。

※賃借料振込みの場合、甲が指定する金融機関は下記のとおりとする。

〔指定金融機関〕

〔口座名〕

〔口座No.〕

上記契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和5年6月1日

賃借人(甲)

住 所

川口市本町3丁目1番4号
株式会社うめだ葬儀社
代表取締役 梅田修弘

氏 名

賃借人(乙)

住 所

埼玉県川口市朝日2丁目25番15
白根大車庫

氏 名

仲介業者

住 所

東京都文京区本郷5丁目2-102号
守屋林業株式会社
代表取締役 守屋 勝男

商 号

TEL 03-3815-0556
FAX 03-3815-0568

氏 名

整理番号

75

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年7月4日 他	支出額	144,198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 7月・8月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法

160,220 円 × 0.9 = 144,198 円

③ 事務所賃料 { 7月分 (24支払い)
8月分 (21支払い)

しんぎんキャッシュサービス

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票
をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 07 04	12510090-0102
カード発行金融機関・店番・口座番号	
お取引金額	8 0 0 0 1 0 0
お取引内 振込	0 1 0 0
手数料 ¥110	通帳員
時刻 11:28	お取引金額 ¥80,000*
説明コード	お取引後残高

川口信用金庫
本町東支店
普通 0000942379
カ)アイテ"アル様

ご依頼人
サイタマミンシヨフォーラムカワケチシフ
様

印紙税申告納
付につき川口
税務署承認済

◎ 川口信用金庫

C-10-1

しんぎんキャッシュサービス

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票
をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 07 31	12510090-0100
カード発行金融機関・店番・口座番号	
お取引金額	8 0 0 0 1 0 0
お取引内 振込	0 1 0 0
手数料 ¥110	通帳員
時刻 10:18	お取引金額 ¥80,000*
説明コード	お取引後残高

川口信用金庫
本町東支店
普通 0000942379
カ)アイテ"アル様

ご依頼人
サイタマミンシヨフォーラムカワケチシフ
様

印紙税申告納
付につき川口
税務署承認済

◎ 川口信用金庫

C-10-1

※

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名 称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】			棟 階	号室
	所 在 地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7			
		登記簿	川口市朝日二丁目17番7			
	用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐				
	種 類	☐ マンション ☐ ビル ☐ 戸建 ☐ アパート ☒ 戸建の一部				
	構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建			戸 数	戸
	床 面 積	39.66㎡の一部26.44㎡	間 取 り			
	建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を 年実施）・ ☐ 不詳				
附属施設	なし					

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2023 年 5 月 1 日 から	4年間	目的物件の引渡し of 時期
終期	2027 年 4 月 30 日 まで		年 月 日

(4) 賃料等

賃 料 ・ 共 益 費 (管 理 費)		内 訳 等	
賃 料	月額 75,000 円	(内消費税等 7,500 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円	(内消費税等 500 円)	
	共益費(管理費)には次のものを含む ☒ 上下水道使用料 ☐ 電気料 ☐ ガス料 ☐ その他 ()		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		☐ 当月分を ☒ 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷 金	円	賃料の ヶ月相当分	
保 証 金	円	その他一時金	円
附属施設使用料	円	火災保険料	円
数引き・保証金償却規定			
そ の 他			
賃料等の支払方法	☒ 振込 ☐ 口座振替 ☐ 持参 ☐		
	振込先金融機関名		預金
	口座番号	口座名義人	
	振込手数料負担者	☒ 借主 ☐ 貸主 持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号① 本	鍵番号② 本	鍵番号③ 本

(5) 貸主および管理者

貸主	氏名	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	住所	川口市坂下町一丁目8番16号モンパルテ202					
管理者	商号または名称	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	所在地	川口市坂下町一丁目8番16号 モンパルテ202					
賃貸住宅管理者登録制度登録番号		国土交通大臣		第	号		
管理担当者	氏名						

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名		
	住所		

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名				年齢	歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係	
	住所			電話	()
	勤務先			電話	()
	携帯	()			

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	☐ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 月分を支払います
	☒ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

敷地内駐車場は利用をしないでください。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2023年 4 月 30 日

貸主 住所 埼玉県川口市坂下町1-8-16
モンパルテ202
株式会社 アイデアル
氏名 代表取締役 佐野 恵輔 電話番号 048(299)8955

借主 住所 [REDACTED]
氏名 白根 大輔 電話番号 [REDACTED]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理	取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理
免許証番号	埼玉県知事 (2) 第 23268 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	川口市坂下町1丁目8番16号モンパルテ202	事務所所在地	
商号	株式会社 アイデアル	商号	号
代表者等	佐野 恵輔	代表者等	号
登録番号	[REDACTED]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	号

整理番号

4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1: 調査研究費	2: グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費	5: 広報費
	【経常的経費】		
	6: 人件費	⑦: 事務所費	⑧: 事務費
	9: 資料購入・作成費	⑩: 交通費	

支出年月日	2023年 7月14日	支出額	$6,719 \times 0.8 = 5,375$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所壁紙修理用備品代		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部

※別紙✓

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

4 - 1

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム

越谷第一支部



越谷店
生鮮市場ホームセンター
048-974-7111

領 収 証

本日も御来店有難うございます
営業時間 毎日 朝10時～夜8時

朝市開催中、夕方4時から夕市

2023年 7月14日(金)14:57 #000031
5969

***** 領収証明細 *****
領収書発行番号 9215
金客員

外10 132010簡単生のりカベ ¥4,280
外10 132010表具 ¥648
外10 132010カベ紙はがし ¥1,180

小計
(外税10%対象額
外税額 10%
買上点数

合計
お預り

(内消費税等

お釣り

外8, 内8は軽減税率対象商品です。

お買物P対象金額
今回お買物P 32P
利用可能P 2,087P
登録店コード: 0101

会員番号



「◎」印はセルフディケション税制対象
残高ポイントに有効期限があります
ポイントを獲得した日の
翌年同月末に失効となりますので
必ずご確認ください!!

株式会社 スーパーバリュー
越谷店
埼玉県越谷市下間久里197-1
電話番号: 048-974-7111

但し、

として上記正に領収いたしました。

領 収 書
細川 たいし 様

消費税

No. 000031-9215-5969
2023年07月14日
円を含む。

※財布等にはさんで保管願う場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

③ 事務所 壁紙修理用
備品代

※ 整理番号には、枝番を記入すること

*

を 除く

整理番号

18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 ⑧: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	25年7月16日	支出額	6,387 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所窓目隠しフィルム代		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 事務所窓目隠しフィルム代として

7,097 × 0.9 = 6,387

(詳細は別紙参照)

セブン-イレブン
入間豊岡東店
埼玉県入間市豊岡5-4-21

電話: 04-2963-7110 レジ#1

2023年07月16日(日) 13:17 責096

インターネットバンク払込領収書

お客様控

泉津井京子 様

¥7,097-

払込先名 amazon (WELLNET)

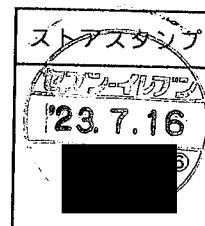
 お客様用連絡先
www.amazon.co.jp/contact-us

 払込票番号
 7242-82809-3854

2023年07月16日

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○」
 な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載)
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



よう

18-1

注文番号249-6919192-5201402の購入明細書

このページを印刷してご利用ください。

注文日：2023年7月15日

Amazon.co.jp 注文番号：249-6919192-5201402

ご請求額：¥7,097

2023年7月24日に発送済み

注文商品

価格

2点 DUOFIRE 窓めかくしシート 窓用フィルム すりガラス調 ガラスフィルム 水で貼る 貼り直し可能目隠しシート 断熱遮熱シート UVカット 艶消し白い色 DS001W (0.6M X 2M)

販売：DuoFireJP (出品者のプロフィール) | 商品についての質問は [こちら](#)

コンディション：新品

2点 DUOFIRE 窓めかくしシート 窓用フィルム すりガラス調・インテリア ガラスフィルム 水で貼る・貼る 貼り直し可能目隠しシート 断熱遮熱シート UVカット 艶消し白い色 DS001W (0.9M X 2M)

販売：DuoFireJP (出品者のプロフィール) | 商品についての質問は [こちら](#)

コンディション：新品

お届け先住所：

泉津井京子

358-0003

埼玉県 入間市豊岡

3-10-1

第一粕谷ビル1階

配送方法：

通常配送

支払い情報

支払い方法：

コンビニ・ATM・ネットバンキング・電子マネー払い

商品の小計：¥7,280

配送料・手数料： ¥410

重要なお知らせ: 重要なお知らせ: お支払い番号は、コンビニや金融機関によって呼び方が異なりますが、Eメールでお送りする11けたの番号です（注文番号とは別にお知らせします）。セブン-イレブンではお支払い番号とは別に、13けたの払込票番号が必要です。詳しくは「お支払い方法について」のページまたはヘルプページをご確認ください。

注文合計：¥7,690

割引： -¥593

ご請求額：¥7,097

お支払い番号発行後は、上記の「注文商品」の項目の下でもお支払い番号および「お支払い方法について」のページをご確認いただけます。

注文の状況を確認するには、[注文内容](#)をご覧ください。

整理番号

19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 ⑧事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	25年7月16日	支出額	12,149	円
※ 政務活動費を充当した金額を記載				
使途	事務所 防犯カメラ代			

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③事務所防犯カメラ代として

⑤泉津井京子
 $13,499 \times 0.9 = 12,149$

詳細は別紙添付

セブン-イレブン
入間豊岡東店
埼玉県入間市豊岡5-4-21

電話: 04-2963-7110 ｼﾞﾂ#1

2023年07月16日(日) 13:17 責096

ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｼｮｯﾌﾟﾝｸﾞ払込領収書

お客様控

泉津井京子 様

¥13,499-

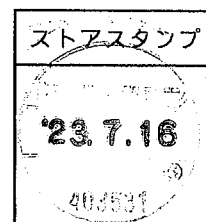
払込先名 amazon (WELLNET)

お客様用連絡先
www.amazon.co.jp/contact-us払込票番号
7242-82009-1636

2023年07月16日

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代
な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載が
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



19-1

注文番号249-6819824-9200643の購入明細書
このページを印刷してご利用ください。

注文日：2023年7月15日
Amazon.co.jp 注文番号：249-6819824-9200643
ご請求額：¥13,499

2023年7月20日に発送済み

注文商品	価格
1点【2022年新版磁石スタンド・400万画素】防犯カメラ 屋外 ソーラー DIHOOM 電池式カメラ 400万画素 130°超広角 双方向通話 バッテリ大容量 IP65防水 防犯カメラ 磁石 IR赤外線暗視撮影 動体検知 AI分析技術 警報通知 監視カメラ バッテリー式 USB端子 USB充電 強力磁石ブラケット ペットカメラ 動体検知録画 Micro SDカード（別売り）記録 クラウド映像保存（30日間無料体験）iOS/Android操作 リモート設定 動体感知アラーム 低電力アラーム 見守りカメラ 自動上書き 動画圧縮規格H.265 暗視撮影（2.4G wifi帯 5G wifi対応しない） 販売：DIHOOM防犯製品代理店（出品者のプロフィール）	¥13,499

コンディション：新品

お届け先住所：
泉津井京子
358-0003
埼玉県 入間市豊岡
3-10-1
第一粕谷ビル1階

配送方法：
通常配送

支払い情報

支払い方法： コンビニ・ATM・ネットバンキング・電子マネー払い	商品の小計：¥13,499 配送料・手数料： ¥410 ----- 注文合計：¥13,909 割引： -¥410 ----- ご請求額：¥13,499
重要なお知らせ: 重要なお知らせ: お支払い番号は、コンビニや金融機関によって呼び方が異なりますが、Eメールでお送りする11けたの番号です（注文番号とは別にお知らせします）。セブン-イレブンではお支払い番号とは別に、13けたの払込票番号が必要です。詳しくは「お支払い方法について」のページまたはヘルプページをご確認ください。 お支払い番号発行後は、上記の「注文商品」の項目の下でもお支払い番号および「お支払い方法について」のページをご確認いただけます。	

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

整理番号

9

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年7月18日	支出額	100000円 × 0.8 = 80000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃 (7月分)		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷第一支部		

領 収 証

細川 正伸

様

No. _____

★ 7 105 000

但 7月分 家賃 10万

2023 年 7 月 18 日

上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
税率	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人 以下甲という)と賃借人細川威(以下乙という)は以下の通り建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢2-4-2
名称 岡田医院
専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないこと意思表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10 万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれか一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上の通り契約が成立したことを証するため本書 2 通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1 通を保持する。

令和5年5月23日

賃借人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

細川 威

整理番号

20

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 ⑧: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	25年7月20日	支出額	18,139 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	ブラインド設置工事代		
領収書等貼付欄		埼玉民主フォーラム 入間支部	
20,154 × 0.9 = 18,139 円 (詳細は別紙参照)			

領収証		No. _____
泉津井 京子 様		2025年 7月20日
金額	¥ 20,000	内 消費税等
但 ブラインド設置工事		現金
上記正に領収いたしました		小切手
東京都江東区東砂4丁目4番3号 有限会社 協 友 代表取締役 島田 淳		係



検索結果表示(詳細)

取引種類	振込
受付番号	20230719-001
受付日時	2023年7月19日 19時49分
処理(予定)日	2023年7月20日
状況	取引完了
取引方法	インターネット

！ 予定日の表示となりますので、お取引の時間によっては実際の取引日と異なる場合がございます。

お取引詳細情報

振込先口座	東京シティ信用金庫 砂町支店 当座 000560 ヌ)キヨウユウ
-------	--

引落口座	支店 普通
振込依頼人名	センツイ キヨウコ
振込依頼人電話番号	090472467**
振込金額	20,000円
振込手数料	154円
引落金額合計	20,154円

Copyright(c) 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

整理番号

36

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年7月20日	支出額	89,139円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃(令和5年8月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(93,500円+振込手数料330円)×0.95=89,139円

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

③事務所家賃(令和5年8月分)

取引銀行	取引店	口座番号
取 扱 店	お 取 引 日	時 刻
79303	05-07-20	10:50
お取引内容	お取引金額(円)	手 数 料
振込	¥93,500	¥330
お取引後の残高(円)		お つ り
		¥200
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) 円 千円 円 円		

お受取人 ご依頼人	振込金受取書 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 3852306 カ)タイワフトウサソ様	電話
	タケタ"カス"ヒロ様	
	電話番号 0486889898 取扱番号 200045	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	※印紙税を納付しない場合は※印で消してあります。→	

易合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

賃貸人(甲)		有限会社イースト商事		賃借人(乙)		武田 和浩	
契 約 要 目 表				摘 要			
種 別	条 項	条 文	内 容				
(1)	貸 室	第1条 第2条	本 物 件				
			名 称				
			イースト一栄				
(2)	賃 借 期 間	第4条	所 在 地				
			埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1				
			構造規模				
(3)	賃 料	第5条	鉄骨造				
			陸屋根				
			地下0階付 地上2階建				
(4)	共 益 費	第7条	用途				
			事務所				
			業 種				
(5)	その他の乙が甲へ支払う月額固定費	第7条	区 画				
			1 階 (00D 号室)				
			契約面積				
(6)	保証金	第6条	37.20 m ² (11.25 坪)				
			2020年5月1日 から				
			2025年4月30日 までの 5 年間				
(7)	保証金償却	第6条	85,000 円 (別途消費税 8,500 円)				
			月額計				
			93,500 円				
(8)	賃料等支払先	第8条	0 円 (別途消費税 0 円)				
			月額計				
			0 円				
(9)	更新費用	第4条	1 円 (別途消費税 1 円)				
			月額計				
			1 円				
(10)	修繕予告	第4条, 22条	名 目				
			1 円 (別途消費税 1 円)				
			月額計				
(11)	添付書類		170,000 円 非課税				
			無				
			金融機関名				
(12)	賃料等支払方法	第8条	口座番号				
			口座名義				
			翌月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。				
(13)	更新費用	第4条	乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)				
			乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0 ヶ月分(別途消費税)				
			甲が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)				
(14)	修繕予告	第4条, 22条	甲が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)				
			甲が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)				
			甲が甲へ支払う更新料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)				
(15)	添付書類		1. 「原状回復に関する事項」				
			1. 「原状回復に関する事項」				
			1. 「原状回復に関する事項」				

賃借人(以下「乙」という)と賃貸人(以下「甲」という)とは、甲が契約要目表(1)欄記載の賃室を乙に賃貸するにつき、このとおり契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

西 暦

2020 年 3 月 20 日

賃借人(甲)

住所

埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1
有限会社イースト商事
氏名 代表取締役 浅子 達
電話番号

賃借人(乙)

住所

氏名 武田 和浩
電話番号
連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙、賃貸保証委託契約書による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第8048号
所在地: 埼玉県さいたま市浦和区
エイペックスタワー東館
商号・名称: 株式会社 大和不動産
代表者: 代表取締役 小山 陽

【宅地建物取引士】

登録番号: E
氏名: E

整理番号	37
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年7月20日	支出額	15,989円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	来客等駐車場賃借料(令和5年8月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部
---------	-------------------------

按分の積算方法
(16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和5年8月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
取 扱 店	お 取 引 日	時 刻
79303	05-07-20	10:47
お取引内容	お取引金額(円)	手 数 料
振込	¥16,500	¥330
お取引後の残高(円)		お つ り
		¥3,170
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
円 円 円 円		

振込金受取書

お受取人
タケタカスヒロ様

電話番号 0486889898
取扱番号 200002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書(な記載)、

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

よ、別紙を使用すること。

)

)代として」など何に支出されたか分かるよう
がない場合は、余白に補記すること。

駐車場使用契約書

（以下「甲」という。）と借主 武田和浩事務所 （以下「乙」という。）は、
頭書きに表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書き(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市見沼区風越町4-346-8	No. ■■■
	名称	松井様駐車場	No. ■■■

車庫・車台形式	来客用（事務所使用者）	登録番号
---------	-------------	------

頭書き(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 7日 まで
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書き(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	18,000円(税込) × 2台 = 16,500円
敷金	0円
支払期限	毎月 月末 までに翌月分を支払う

頭書き(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称	水村商事株式会社
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前4-4番地3	TEL 048-684-8641
賃貸住宅管理業特許制度登録番号	国土交通大臣(2)第 8016 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4354	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 ■■■)

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

頭書き(6) 連帯保証人

所有者	氏名	住所
連帯保証人	氏名	住所
	住所	
	担保額	円

頭書き(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を媒介業者へ支払うものとする。

頭書き(8) 特約事項

・相続が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	住所	TEL
乙・借主 (法人の場合)	商号	代表者名	住所
乙・借主 (個人の場合)	氏名	住所	TEL
丙	氏名	住所	TEL
連帯保証人	氏名	住所	TEL
土地建物 取引業者	商号(名称)	水村商事株式会社	代表者 水村 光一
		事務所所在地・TEL 048-684-8641	
土地建物 取引業者	免許取得番号	埼玉県知事 (14) 4120 号	
	氏名	登録番号	登録番号
	業務に従事する事務所名	水村商事株式会社	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前4-3	
	TEL	048-684-8641	

※印は実印

整理番号

29

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年7月24日
支 出 額	15,400×90%=13,860円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(8月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク 株式会社いるま野サービス

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



月極駐車場一時使用契約同意書 (個人用)

借入人は、下記月極駐車場の借入れの用に因り、当該月極駐車場一時使用契約の成立を承認し、その旨を十分理解の上、
2023年6月1日より当該月極駐車場一時使用契約の履行を受け、当該月極駐車場の利用に同意する。
なお、借入人は、特約される契約条件及び当該月極駐車場の利用に同意する旨を、その旨を十分に理解の上、
なお、借入人は、当該月極駐車場の利用に同意する旨を、その旨を十分に理解の上、
なお、借入人は、当該月極駐車場の利用に同意する旨を、その旨を十分に理解の上、

※同意書後、内容が変更されている場合は、必ず変更後の内容を確認の上で同意してください。
※2023年6月1日より当該月極駐車場の利用に同意する旨を、その旨を十分に理解の上、
※2023年6月1日より当該月極駐車場の利用に同意する旨を、その旨を十分に理解の上、

以下の 色の面所を全て記入の上で返送下さい

借入人【乙】(同姓)	お名前	水村 篤弘	印	電話番号	04-2993-0080
	フリガナ	ミヅムラ アツヒロ			
	〒	359-0025		atsuhiro	@mizumura.org
					埼玉県所沢市上安松864-4

支払方法	① 口座振替 (支払日: 毎月27日) 振替手数料お客様負担 (一律200円別途税 ※振替名義は「アパート-キヨ」になります。)
② 振込支払 (支払日: 毎月27日) 振込手数料お客様負担 (最大~880円)	

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承ください。

契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日
サイン制限							
所在	埼玉県所沢市東新井町 262-5						
賃料物件名称	P所沢東新井町-01						
使用料	月額: 7480	円 (税込)	契約区画		契約台数	1	
特記事項	区画 001、005 番は軽便用区画とする。区画 002 番は軽便自動車および小型専用区画とする。区画 008 番は車両 2 台まで駐車可能とし、1 台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。						
更新料			更新料	3740	円(税込)		

賃貸人	株式会社 野サ-ビズ	株式会社 ヴィチ-ク
管理会社	〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11	〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFCJ3階
		TEL 050-2018-3333

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

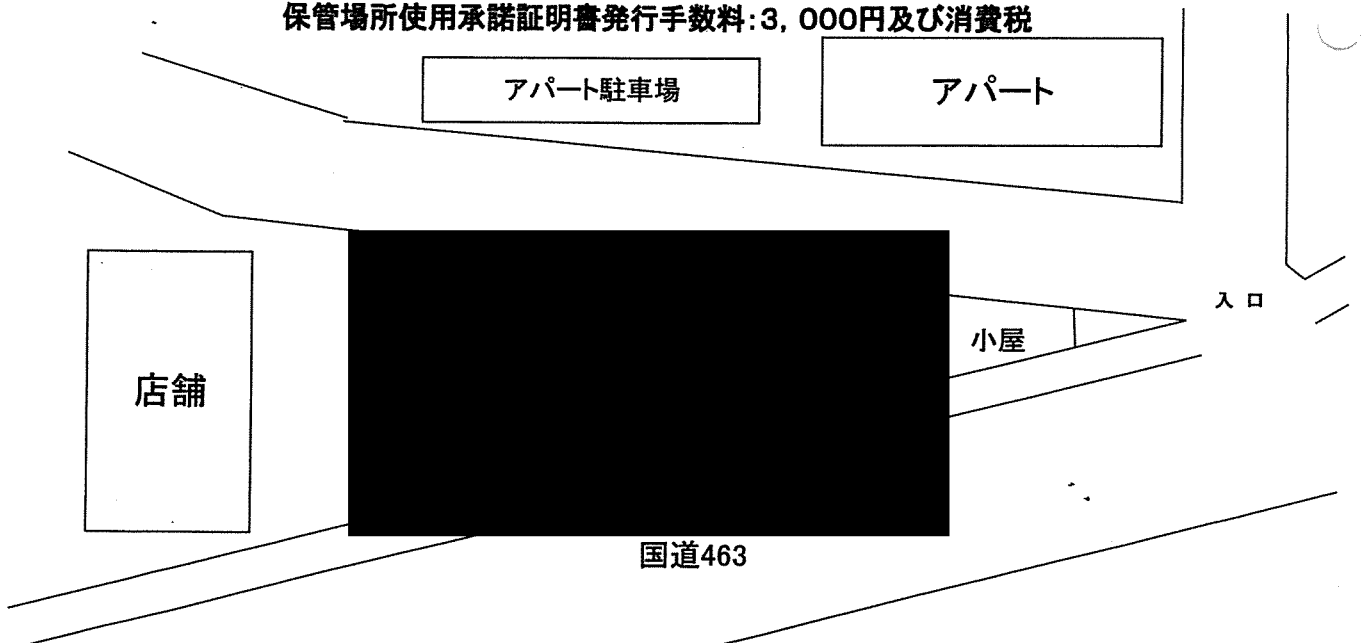
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃借の目的物

名 称	P所沢東新井町-01	CD	■	駐車位置	■
所在地	埼玉県所沢市東新井町262-5				

2. 契約期間

始 期	2023 年 03 月 10 日	終 期	2025 年 03 月 31 日
-----	------------------	-----	------------------

3. 賃料等

月額賃料	7,200 円 及び消費税	支払期限	毎月末日迄に翌 月分を支払う
契約事務手数料	賃料の1ヶ月分及び消費税	支払方法	振込
更新事務手数料	更新料の1ヶ月分及び消費税	振込振替先	支店 口座 名義
その他一時金	保管場所使用承諾証明書発行手数料 3,000円及び消費税		

4. 管理会社

商号名称	株式会社いるま野サービスみずほ台店	所在地	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
店舗TEL	049-255-1711	店舗FAX	049-255-6522

5. 駐車車両

メーカー/車種	■	色	■

賃借人 水村 龍弘 (以下甲といいます)と
賃借人 頭書1記載の賃貸借の目的物(以下本物件といいます)について、以下の条項により賃貸借契約を締結し、
その証として、本書3通を作成し各自記名押印のうえ、甲・乙・丙がそれぞれ各1通を保有するものとします。

西 暦 2023 年 3 月 10 日

賃 貸 人 (甲)

住 所

氏名・商号

賃 借 人 (乙)

住 所

所沢市上安松864-4

氏名・商号

水村 龍弘

電話 04-2993-0080

緊急連絡先
(賃借人以外の方)

住 所

氏名・商号

電話

氏名・商号

氏名・商号

賃借人との関係()

甲の代理人
および仲介人(丙)

免 許 番 号

埼玉県知事 (9) 第 13577 号

住 所

名 称

埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6

店 長

谷 藤 慶 太

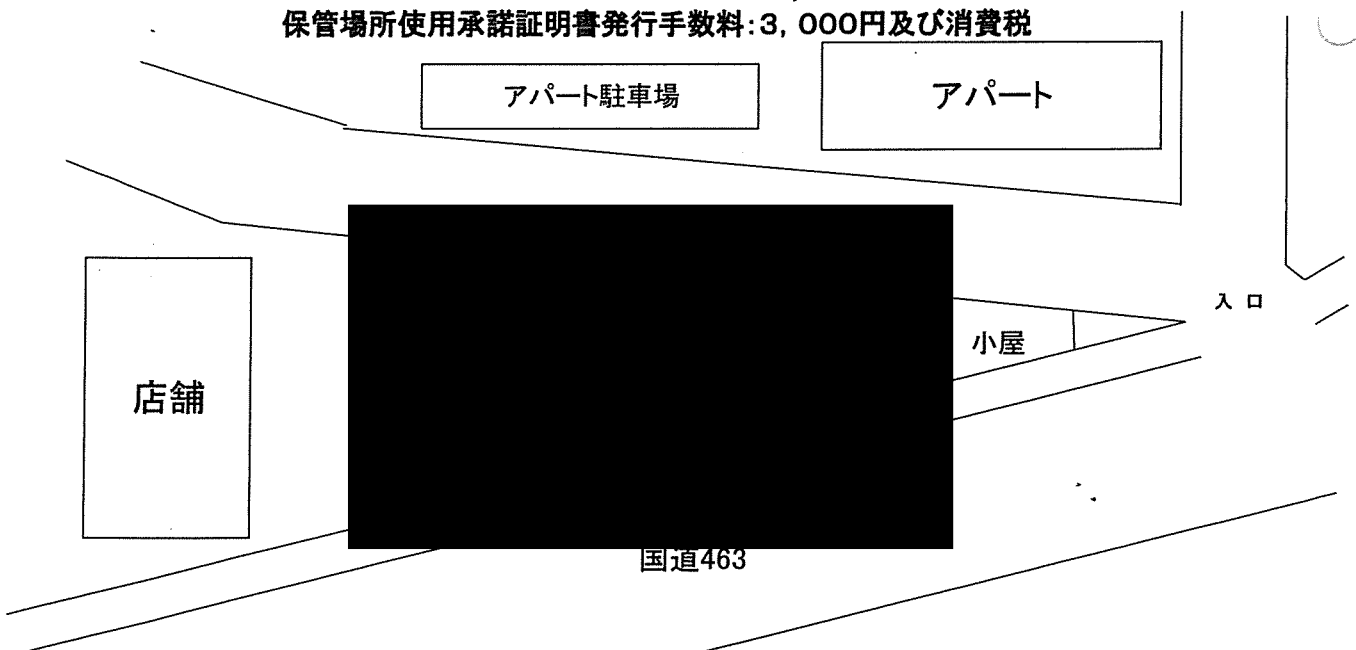
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地:埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料:7,200円及び消費税/軽区画:6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料:3,000円及び消費税



整理番号

49

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年7月25日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 8月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

05-07-25 .送金	*110,000	IB	
05-07-25 .手数料	*165		

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③ 家賃 8月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

主緊急連絡先
(氏 名)町

顧客(1) 目的物件の表示

通告(2) 事業内容 (具体的に記述すること)

県議会会派支部事務所

（契約終了の通知をすべき期間） 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

調査(4) 震料等

定期應付貨貸借項的審(本期用)1/5

頭番(6) 貸主及び管理業者					
貸主	<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> </table>	氏名		住所	
氏名					
住所					

頭膏(7) 乙の債務の担保

照會(8) 再契約に関する事項

頭書(8) 特約事項

定期建物賃貸借契約書(事業用)2/9

整理番号

50

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年7月25日	支出額	1,0049 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティサービス		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

05-07-25 .送金	*11,000	IB タイウカンサイ
05-07-25 .手数料	*165	

$$11,165 \times 0.9 = 10,049$$

③ 事務所 セキュリティサービス

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太陽管財株式会社 警備事業本部

氏名 町田 多行 様

契約内容確認日 令和5年5月1日

業務対象施設	名 称	上尾市宮本町10-26		
	所在地	上尾市宮本町 10-26		
商 品 名	警備設備	プラン	() お買い上げ・(☒) レンタル	
業務開始予定日	5 年 5 月 1 日	業務遂行期間	業務開始から 5 年 0 ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号

44

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和5年7月26日	支出額	180,488 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃料 8 月分 225,610×0.8=180,488		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

【使途】 事務所賃料 8 月分

【振込先】

口座名義:

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48602	05-07-26	11:02
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥225,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人	様
登録番号	0003
ご依頼人	ツツ コウツ 様

電話番号
取扱番号 260001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

と。
ない場合は、別紙を使用する
支番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

（物件表示）

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B 号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨	3 階建の内 1 階
賃 貸 借 面 積	69.29 m ²	

（原契約の表示）

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日 より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ～ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021年12月28日

甲（賃貸人） 住所

氏名

乙（賃借人） 住所

氏名

辻 浩司

電話

更新事務取扱業者

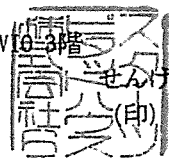
所在地

商号

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIEW 3階

スターツビタットハウス株式会社

店長 佐藤 史明



せんげん台店

整理番号

87

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023 年 7 月 27 日	支出額	104,940 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 8 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

116,600×0.9=104,940

③事務所家賃 8 月分

④ 様

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 KZDRIA

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38446	05-07-27	09:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,600	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
¥		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
万円 千円 円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人 ご依頼人	登録番号 0004
	ヤマナフミコ様
	電話番号 049-235-1687
	取扱番号 270001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室貸借契約書

貸與人 を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条 (目的物件)

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市脇田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積1612.63m²，(487.82坪)

(2) 貸貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積43.81㎡(13.25坪)

第2条 (貸室の使用目的)

とは、貸室を議員事務所の新支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条 (貸借の期間)

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条 (契約の更新)

1. 貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。

2. 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条 (資料)

1. 貸室の賃料は、1ヶ月金106,000円也(消費税別)とする。

△は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10、600円也を加え、1ヶ月金116、600円也とする。

2. 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
3. 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条 (費用等)

乙は、次の費用を支払うものとする。

管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の資料に含むものとする。

第7条 (賃料等の支払方法)

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下宿金徴収機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用はこの負担とする。

口壁番号：		
名義人：		

第8条 (敷金)

1. 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円を甲に預け入れるものとする。

2. この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当することを申し出ることとはできないものとする。

3. 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。

4. 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。

乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条 (敷金の返還)

1. 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされた本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。

2. 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貨室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条 (礼金)

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求めることはできないものとする。

第11条 (貸室引渡し前の解約)

この都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条 (予告期間)

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうち甲・乙は各1通を保有する。

令和 4 年 3 月 / 日

甲 (賃貸人) 住 所

氏 名

乙 (賃借人) 住 所

氏 名

山根 史子

川越市市島 460-6

立 会 人

東京都知事免許 (1) 第102083号

東京都北区田端五丁目12番11号

西台不動産株式会社

代表取締役 高橋 英隆

登録番号 号

宅地建物取引士

埼玉県知事免許 (4) 第20077号

埼玉県川越市東田町8番46号

株式会社アセットホームサービス

代表取締役 内田 親也

登録番号 号

宅地建物取引士

■建物状況調査の結果の概要 (借主の住むとき) 該当あり ・ 該当なし (該当しないので説明を省略します。)
建物状況調査の実施の有無 (1年以内に実施している場合) 有 ・ 無
建物状況調査の結果の概要

■石綿使用記録調査

石綿使用調査の有無	有 ・ 無	
	調査実施機関	調査の範囲
調査記録がある場合	調査年月日	調査年月日
	石綿使用の有無	石綿使用の有無
調査記録が無い場合	補 足 情 報	補 足 情 報
	調査記録が無い場合	調査記録が無い場合

■耐震診断調査

耐震診断の有無	有 ・ 無	
	調査実施機関	調査の範囲
調査記録がある場合	調査年月日	調査年月日
	石綿使用の有無	石綿使用の有無
調査記録が無い場合	補 足 情 報	補 足 情 報
	調査記録が無い場合	調査記録が無い場合

■賃貸貸借条件等

貸借部分・契約面積	有 ・ 無	
	調査実施機関	調査の範囲
使用目的	調査年月日	調査年月日
	石綿使用の有無	石綿使用の有無
月 額 賃 料	補 足 情 報	補 足 情 報
	調査記録が無い場合	調査記録が無い場合
月 額 管 理 費	調査記録が無い場合	調査記録が無い場合
	調査記録が無い場合	調査記録が無い場合

整理番号

88

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2023 年 7 月 7 日	支出額	16,596 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	来客用駐車場代 8 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

③来客用駐車場代 8 月分

④(有)すまいの市民館

18,440 × 0.9 = 16,596

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 RESONA



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		**** * * * *
取扱店	お取引日	時刻
38446	05-07-27	09:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥18,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円		
お振込明細またはご案内		
お受取人 ミツビシユー・イフツ・イー カワゴエ 普通 1071693 1) スマイノシムシカノ様 登録番号 0005 ヤマネフミコ様		
電話番号 049-235-1687 取扱番号 400012		
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→		

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)は、明書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車の表示	所在地	埼玉県川越市東田町7-31
名称	奈良 駐車場	指定場所 No. [redacted]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの 2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限: 毎月 末日までに 翌月分 を支払う	

支払方法	金融機関: [redacted] 口座番号: [redacted] 口座名義人: [redacted] TEL: [redacted]
------	--

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [redacted] 住所 [redacted]
----	--------------------------------

管理業者	商号又は名称 有限会社すまいの市民館 所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-6677 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣()第 号 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号: [redacted] ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
------	--

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [redacted] 住所 [redacted]
-----	--------------------------------

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当 (別途消費税) の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
- 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
- 乙の車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
- 本契約解約に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名 [redacted] 住所 [redacted] TEL [redacted]
乙・借主 (法人の場合)	商号 [redacted] 代表者名 [redacted] 住所 [redacted] TEL [redacted]
乙・借主 (個人の場合)	氏名 山根 中子 住所 川越市市市場400-6 TEL 049-235-1689

宅地建物取引業者	商号(名称) 有限会社すまいの市民館 事務所所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-6677 免許証番号 埼玉県知事(4)第19782号
宅地建物取引士	氏名 [redacted] 業務に従事する事務所名 有限会社すまいの市民館 事務所所在地 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-6677

※同印は実印

整理番号

31

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年7月27日
支 出 額	$82,720 \times 90\% = 74,448$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (8月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借 (更新) 契約 合意書

物件名 : タイびる航空公園 202 号室

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、 2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷 金 210,000 円
3. 賃 料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
6. 特 記 事 項
1. 原契約の継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書
2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定事項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋
【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】
【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3 月 31 日

貸主 (甲) 住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名 : 株式会社セイワランドック

借主 (乙) 住所 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

氏名 : 水村 篤弘

印 TEL: 04-2913-0080

勤務先住所 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

勤務先名 : 埼玉県議会

勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所 :

氏名 :

TEL:

連帯保証人

住所 :

氏名 :

印 TEL:

管理会社

免許番号 : 埼玉県知事 (3) 第20719号

住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名 : 株式会社セイワランドック

代表者 : 羽迫 務

取引主任者 : 登録番号 :

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社
所沢市喜多町17-12
株式会社セイワランドック

2019年8月31日

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下配のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替 (前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで 81,000 円

2019年10月分(9/27引落)以降 82,500 円

※賃料等に合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合 計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
税込賃料 220 円

整理番号

130

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	り年7月11日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫代		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義: 木村勇夫

[内訳]

・倉庫賃貸料 23,100円
・振替手数料 200円

22 05-07-27 振替

*23,300 | DF. 10/10

③ 事務所倉庫代

④ 株式会社 平和不動産

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、
甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~（別紙記載）~~）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は

乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。

また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：	<u> </u>	銀行	<u> </u>	支店	<u> </u>	預金口座
	No.	<u> </u>		<u> </u>		

整理番号

14

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1: 調査研究費	2: グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費	5: 広報費
	【経常的経費】		
	6: 人件費	7: 事務所費	8: 事務費
	9: 資料購入・作成費	10: 交通費	

支出年月日	R5年7月8日	支出額	$117,700 \times 0.8$ $= 94,160$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所看板工事代		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷第1支部		

領 収 書

細川たけし 様

No.

発行日 2023年 7月 28日

金額 ￥117,700 (税込)

但し、事務所看板工事代 として

上記、正に領収いたしました。

有限会社ハネカワ

〒342-0022

埼玉県吉川市加藤1034-32

TEL: 048-981-0152

FAX: 048-981-5077



内 訳

税込金額

消費税等

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

No

細川たけし 様

有限公司

¥117,700

179

整理番号

31

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	令和5年7月28日	支出額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	-------------------------------

使 途	事務所賃料 8月分
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

②(80,000+440) × 90%

口座名義 小川寿士

③ 事務所賃料 8月分

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
050728	059	040078	0133#	
種別	店舗番号	口 座 番 号		
09		***		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻	お取引後残高			
10:57	*****			
受取人 様				
依頼人 オカワ ヒサシ 様				
振込日 05-07-28				
振込金額 ¥80,000				
振込手数料 ¥440				
0728011				
印紙税等納付につき大宮税務署承認済				

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※ 領収書は重ねて

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	フアインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡(登記簿上面積 160.0㎡)

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年	0ヶ月
----	-------------	----	-------------	----	-----

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所	[redacted]	
	氏名	[redacted]	電話番号 [redacted]
管理委託先	住所	〒 [redacted]	
	氏名	貸主管理	電話番号 [redacted]

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	住所	小川 寿士	電話番号 [redacted]	電話番号 090-8564-7909
緊急時の連絡先	住所	[redacted]		電話番号 [redacted]
	氏名	小川 寿士	借主との関係	本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額	75,000円	権利金	(別途消費税)	-円
管理費及び共益費	月額	5,000円	礼金	(別途消費税)	-円
敷金	月額	付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分	-円
更新料 (区画No.-)	月額	(別途消費税)	更新料	賃料の3ヶ月分	225,000円
	月額	(別途消費税)	保証金償却	償却時期	無66 (別途消費税)
	月額	(別途消費税)	更新料	更新時	新賃料の1ヶ月 (別途消費税)

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。
支払期限	振込先 (振込料借主負担)
	金融機関名 [redacted] 口座番号 [redacted] 口座名義 [redacted]

8) 連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用について

保証形態	個人による連帯保証 □家賃債務保証会社による保証	
連帯保証人	住所	〒 [redacted]
	氏名	[redacted]
保証会社	住所	[redacted]
	氏名	[redacted]

(特約条件) 本契約の特約については、下記の通りとする。

- (1) 乙は更新する際、更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。なお、賃料の改定に伴い、保証金に差額が生じた場合は、その差額を預入又は返金するものとする。
- (2) 第0条第1項の相当の期間は3ヶ月とする。
- (3) 第1条第1項にかかわらず、原状回復を乙の負担で行うものとする。
- (4) 外看板を使用する際は、使用料が発生します。
- (5) 平成22年11月の新規賃貸借契約の直後に、甲と乙は借主名義を「小川ひさしと歩む会」から小川寿志に変更した。平成25年の更新時に、借主名義と敷金預託の名義を変更する。なお、連帯保証人は[redacted]とし、借主の原状回復義務は小川ひさしと歩む会の使用時からとする。

本物件登記簿に記載された現在事項の前契約時からの変更	□有	□無
変更内容	[redacted]	

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約各条項及び特約条件を承認の上、締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年9月13日

貸主(甲) 住所 〒 [redacted]

代理人 東京都町田市森野1-8-3
朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司

借主(乙) 住所 〒 [redacted]

氏名 小川 寿士

電話番号 [redacted]

契約更新業務代行業者

国土交通大臣免許(13)第2135号

東京都町田市森野1-8-3

朝日リビング流通事業本部 営業担当者 [redacted]

担当営業所 朝日リビング大宮営業所

整理番号

131

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	5年9月28日	支出額	$9,200 \times 90\%$ 8,280 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所駐車場代 8月分 (辻4丁目)		
領収書等貼付欄		埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部	
口座名義: 木村 勇夫			
05-07-28 振替 *9,200 RKS(サイヨウホム)			
③ 事務所駐車場代 8月分 (辻4丁目)			
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)			
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。			
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。			

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

[物件の表示]

名 称	栗原辻4丁目駐車場	管理番号	
所 在 地	埼玉県さいたま市南区辻4-12		
賃 借 人	木村 勇夫		

[賃料等] (1台あたり)

賃 料	月額 9,000 円(うち消費税 0 円)	数 金	円
口座振替代	月額 200 円(うち消費税 0 円)	札 金*	円
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)	円(うち消費税 円)	円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	円
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	☒ 可 ☐ 不可	円
契約期間	2022年12月23日から 2023年12月24日まで		
更新事務手数料	9,900 円		
支払方法	☐ 持参 ☐ 振込 ☒ 口座振替		
振込先	銀行 支店 名義人		

[賃料等の支払期日] 翌月分を毎月28日迄(翌月分前払)

車 名		証券番号/満期	
登録番号/色	/		/

その他
本契約の締結を証する為本書を2通作成、甲乙及び仲介業者はこれに署名捺印し、甲乙各1通を保有する。
本契約には、特約条項が定められております。駐車場賃貸借契約書をご参照ください。

2022 年 12 月 24 日

賃貸人 (甲)

住所:
氏名:
電話:

賃借人 (乙)

住所:
氏名: 木村 勇夫
電話:
勤務先: さいたま市消防局 住所: さいたま市消防局 3-15-1 048-824-2111

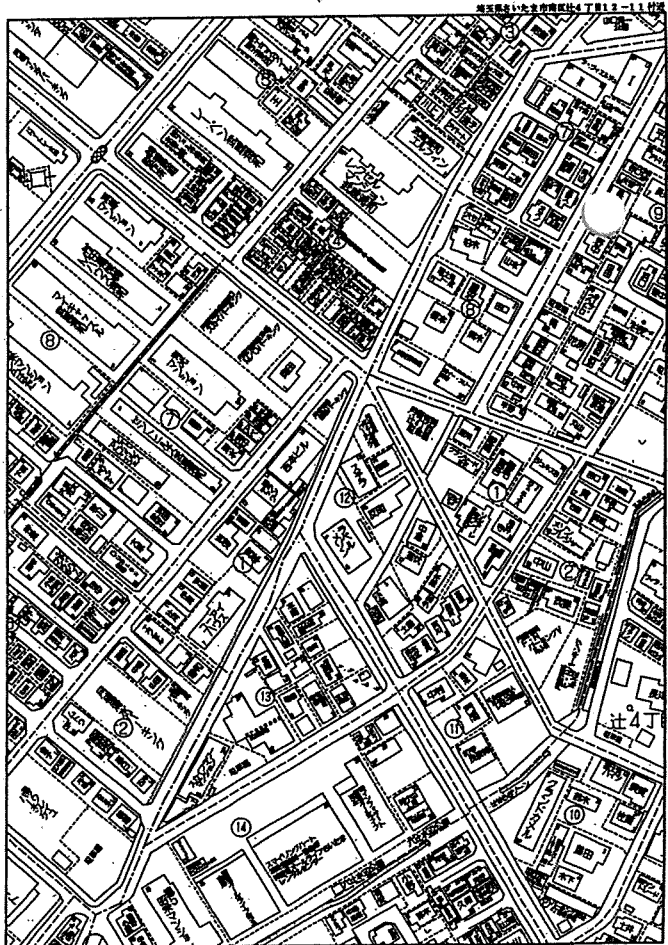
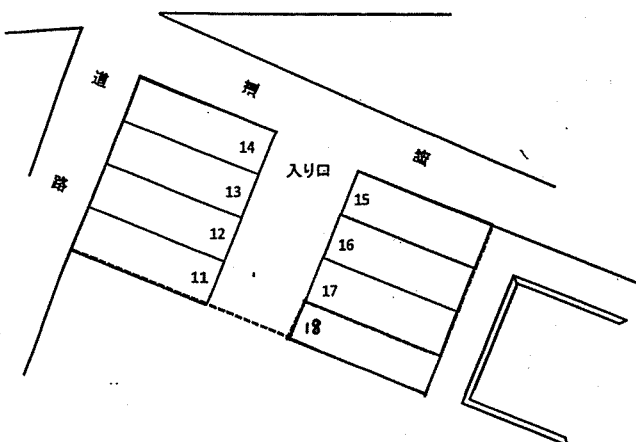
緊急連絡先

仲介人

氏名:
住所:
氏名:
電話:
郵便番号:
免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号
主たる事務所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15
商号又は名称: 有限会社埼玉ホーム
代表者: 里中 宗一郎
宅地建物取引士: 登録番号:
事務所名: 有限会社埼玉ホーム 電話: 048-861-5331
所在地: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

栗原辻4丁目駐車場 3021

所在地/さいたま市南区辻4-12



整理番号

137

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

8,910,900

支出年月日	5年7月31日	支出額	8,019 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場 8 月分 (白幡6丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 RESOMA



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
10405	05-07-31	11:41
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
武蔵浦和支店
普通 5207769
カ) ツツ" コウサン様
登録番号 0007
キムラ イサオ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 310019

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

③事務所
駐車場代8月分
(白幡6丁目)

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

※駐車位置NO.

金 8,250円也

駐車車所 車種: トコ719 色: 三バ

ナシバレーアレーナ

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

第1条 (契約期間) 期間は、令和5年1月10日より令和6年1月9日迄、1年間とする。但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。

第2条 (賃料) 賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を更新するに指定日曜日に振り込むこととする。

第3条 (敷金) 乙は、賃料の支払いを担保するため頭金のとおり敷金を無利息に一

第4条 (通知義務) 乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車

（善管注意義務）駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等によ

第6条
第7条

その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。地震、地変、噴火、暴風、洪水、雪害、雹害、その他自然の災害による損害（免責）の発生に場内から発生し得るものは、責任を負ふものとする。並びに火災、盗難等による甲は使用者・運搬者・責任を負ふものとする。乙又はその代理人・責任を負ふものとする。

第8条 (資料改定) 甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により、値上げできるものとする。

第9条 (解約予告) 甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互

第10条 (管理料) 管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、

第11条 (駐車位置)
第12条 (禁止事項)
第13条 (税法改正)

駐車位置は別紙赤枠内とする。
駐車場内での駐車中のアイドリングは禁止とする。
税法改正等により、消費税率の変動及び課税が参照税率の引き上げ

第14条 (放置車両) 賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残

(放置車両) 賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

(反社会的勢力の排除)

団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名称を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

④ 相手又は勢力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に害を及ぼすこと。

(2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

り、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること、
本物の又は本物の同辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことによ

(4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。
(契約の解除)

4又はこの方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除する権利が有する。

(1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合。

(2) 本契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
2. 甲は、乙が前条の各号に定める行爲を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

※ 振込先

令和5年1月3日

所 住	主 (甲) :	貸
氏 名		

借主(乙): 住所

詞

勤務先

勤務先

勤務先

管理先

さいたま市南区白幡4丁目29番12号 M2ビル1
株 式 会 社 盟 豊 地 興
TEL048-837-0227/FAX048-837-03

令和5年7月3日

管理会社変更のお知らせ

木村 勇夫 様

さいたま市南区根岸 5-18-15

株式会社 辻 興 産

代表取締役 大野 時範

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、現在お借り頂いております下記駐車場の管理会社が弊社、
株式会社 辻興産 へ令和5年8月1日より変更になります。
まずは書面にてご挨拶申し上げます。

今後の管理は、弊社が引き継ぎますので宜しくお願い致します。
お預かりした敷金も引き継ぎ致しますのでご安心下さい。

ご不明な点、駐車場の管理等でお気付きの点がございましたら、お気軽に
ご連絡ください。

敬具

記

駐車場所在地 : さいたま市南区白幡 6丁目 1384, 1385 番
駐車場名称 : 第4 ベストパーキング
駐車場所有者 : XXXXXXXXXX
管理会社 : 株式会社 辻興産
さいたま市南区根岸 5-18-15
TEL 048-862-8558
FAX 048-838-6488

【8月分より賃料振込先】(7/31 までのお振込み分)

埼玉りそな銀行 武蔵浦和支店 (普通) 5207769

名義人: カ) ツジコウサン

以上

整理番号

138

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

ち年7月31日

支出額

95,945

円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使

途

事務所賃借料

8月分

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10405	05-07-31	11:39
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,378	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		生体認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマリッ
ムサツウラワ
普通 1438189
1) ハックアップ様
登録番号 0002
キムラ イサオ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 310003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

【内訳】

・事務所賃借料 106,500円

・ 101,852円

内、賃借料分

振込手数料

$$110 \times \frac{106,500}{110,378} \div 106$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

未 忍 折 本

頭書(1)	目的物件の表示
-------	---------

名称	ハイツアウル 室		
所在地	(住居表示) さいたま市南区白鷺6-12-1 (登記簿) さいたま市南区白鷺6丁目1294番地12		
構造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸		
種類	店舗・事務所	新築年 月	昭和57年11月
面積	33.81㎡		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 資料等

資料	月額 95,000 円 (別途消費税相当額 9,500 円)	管理・ 共益費	月額 18,190 円 (別途消費税 180 円) (受領済み)
家財	28,430 円	敷金	
保険料			
附属	月額 円	保証金	円 (賃料 カ月分)
施設料	(別途消費税相当額 円)		
償却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本数		
資料等の支払時期	翌月分を毎月 日まで		
資料等の支払方法	☐ 振込 ☐ 持参 ☐ 口座引落	持参先 委託会社名	

頭膏(5) 借主緊急連絡先

事業用貸借契約書(事務所) 1/10

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会'22.05

(氏名)	木村 寛夫	
(自宅)TEL	■■■■■■■■■■	
(勤務先)TEL	068-824-2111	(会社名・部署名) 有三星片
(携帯)TEL	■■■■■■■■■■	
緊急連絡先 (担当者)		

頭書(6) 貸主及び管理業者

主 名	氏名 (有) バックアップ
住 所	さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	商号又は名称 (有) パックアツア
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社) 全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社) 全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

氏名	
所有者	

頭書(7) この債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人		氏名	
	☐ 家賃債務保証業者の提供 ☐ 家賃債務保証する保証	住所 租税額 家賃債務保証業者名 証業者名 主たる事務所 所の所在地	住所 租税額 家賃債務保証業者名 証業者名 主たる事務所 所の所在地	日本セーフティー株式会社 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階 国土交通大臣 (2) 第8号 番号

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約事項第2条第3項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新築費の1ヶ月分（税込）と更新事務手数料として新築費の4分の1ヵ月分（税別）を甲に支払うものとする。

事業用貸借契約書(事務所)2/10

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会' 22. 05